

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉 関係

生田, 澄江 / Ikuta, Sumie

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

93

(発行年 / Year)

1992-09-18

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002564>

幕末におけるフランス艦隊の琉球来航と薩琉関係

はじめに

生田 澄江

一八四〇年代のフランス艦隊の、和好・通商・布教を掲げての琉球来航は、明治維新を迎えるまで琉球を支配していた薩摩藩にとつては、ペリーによる開国以前の「薩摩の黒船」とも位置づけられているようだ。この「黒船」とは周知のように、西洋の圧倒的な近代工業力の格差を目の当たりにした、幕末日本人の驚きと恐れの象徴的表現であるが、以来現在に至るまで、このような外国船の来航という事態に対しても、今度は相手国の個々の来航事情には構わず、みな判で押したように「外圧」という傾向にある。

そこで、従来のそうした外圧的観点はさて置き、今迄の研究が殆んど触れて來なかつた一八四〇年代のフランス艦隊の来航前後のフランス側の背景を明らかにすることで、つまり、艦隊がこの時期カトリックの宣教師を行なったことの意味を重視し、（但し、カトリック的観点からではなく）同時に来航したベッテルハイムに対するイギリス艦船の態度との比較なども試みつつ、その来航をあくまで客観的に論述すること、そして、従来のフランス艦隊の来航事情を、そのフランス側の背景に即して再検討することが本稿の第一の目的である。

一方、琉球王国は日清両属という国際的位置と、しかも実質的には薩摩の支配下にあるという特殊事情を清国及び諸外国に隠蔽しており、これまで清国冊封船が来航した場合は、薩摩人は姿を隠すことで済んで来た。しかし、フランス艦隊は意外にも琉球の地にフランス人宣教師ほか一名を残してゆき、彼らが国内に居座つたため（ベッテルハイムも続く）、琉球当局はその内情の隠蔽に全力を盡さなければならなくなつたことである。その過程を明らかにするのが本稿の第二の目的である。

さて、薩摩藩にとっても、清国との貿易はかけがえのない藩財政の基盤であったから、琉球当局と一体となつてその隠蔽に苦慮することになるが、フランス側の三ヶ条要求のうち、通商要求に対しても阿部正弘と島津斉彬の黙契により、幕府の認可を得て、その方向にむけて準備中であった。しかし、もしもフランス側の要求に応じて琉佛貿易を開始した場合、薩琉関係は表面化する懸念があった。そして、やがて隠蔽という手段をとるだけでは事態の解決にならないことに気がつき、ある島津斉彬

と、あくまでもそのままの体制で無難に乗り切ろうとする琉球当局の思惑、更に幕府自身も諸外国に對し、日清両属とはいえ、琉球は實質的には日本の属国（領土）であることを明確にすべく模索を始めるに至るのである。この過程を明らかにするのが本稿の第三の目的である。

一、フランス艦隊の第一次来航

(1) フランス艦隊来航の背景

周知のように、一八四一年、イギリスはアヘン戦争によつて清国との間に南京条約を締結すると、上海・寧波・福州・廈門・広州を開港させ、また香港を交易及び中國海域を航行する英國船舶の活動拠点とした。そこで、その様な基地を持たないフランス海軍はイギリスとの対抗上、適當な場所を物色する必要を感じていた。

一八四三年十一月、フランス政府は、ジャン・バチスト・セシール提督⁽¹⁾率いる五隻の東洋艦隊の示威のもとに、ド・ラグルネ特使を清国に派遣し、南京条約と同じ条件による黄埔条約（一八四四年十月二十四日）を締結することに成功した。更に同年十二月には、清国側の強い抵抗に会いながらも、ラグルネはキリスト教の布教活動をも認めさせた。

また、外相ギゾーは、同特使に、(1)中華帝国に近く、(2)恐るべき台風を避けることができる港があり、(3)他国の基地から遠く離れた防衛し易い地点にあり、(4)乗組員の健康に適した気候と豊富な水源

を有する、兵站基地兼通商基地を獲得せよとも指示していた。⁽²⁾ これらの条件を備えたところとして、セシーエ指揮下のフランス海軍は、フィリピンのミンダナオ島とボルネオ島の中間に位置する、スルー諸島のうちバシラン島を占領したが、スペイン政府が自國の領土であると主張し、外交紛争に発展しそうになつたので、一八四五年八月ラクル・ネとセシーエは、同島を放棄し、基地建設は失敗に終つた。⁽³⁾

そこでセシーエ提督はバシラン島の失敗を挽回しようとするかのように、今度は独自にコーチシナ・琉球諸島・日本・朝鮮の近海に候補地を捜した。その結果、清国と日本の中間に位置する琉球が、今後の戦略・貿易上の基地として最適であると判断した彼は、⁽⁴⁾ 彼の艦隊麾下のフォルニエル・デュ・ブラン大佐の軍艦アルクメーヌ号を一八四四年四月琉球諸島へ分遣したのであった（第一次来琉）。

一方、この候補地探しとは別に、フランスはベトナムとアルジェリアの植民地化を始めていた。血気にはやる上官達は、本国政府の命令なしに「迫害」の的となつて、⁽⁵⁾ いるフランス人宣教師を保護するという名目で、ベトナムへの介入を試みるのであった。⁽⁵⁾ 実際、ベトナムに入国した宣教師たちは次々と逮捕され、死刑の宣告を受けた。

一八四四年（弘化元年）十月、布教活動をすべくベトナムに入国したドミニク・ルフェーブル司教の逮捕が伝えられると、セシーエ提督は司教の釈放を迫るため、琉球より帰還したアルクメーヌ号をダナンに派遣した。⁽⁶⁾

つまり、この時期フランス艦隊は、インドシナ半島と琉球を中国経由で往来していたわけである。

さて、セシーエ提督は、アルクメーヌ号艦長フォルニエル・デュ・ブラン大佐を琉球に派遣するに当たり、将来自分が琉球に赴いて交渉に入る場合の通訳として、宣教師を一人先に渡琉させたいので、適當な人物を紹介して欲しいとパリ外国宣教会のリボアに頼んだ。その結果、マカオでリボアの助手を務めていたテオドール・オーギュスト・フォルカードが選ばれた。またセシーエは、フランス人宣教師を中国奥地へ案内したため、当局に捕えられていた清国人伝道士オーギュスタン・高を当局に交渉して出獄させ、フォルカードの同行者とした。フォルカードは未知の琉球への派遣を非常に悦んだという。⁽⁷⁾

(2) 和好・通商・仏人滞留要求

さて、以上のようなフランス側の背景のもとに来琉したフランス軍艦アルクメーヌ号の行動は、通常要求のほかに二名の人物を島内に残置して出航するという、これまでにない意表を突いたものであつたから、薩摩藩、琉球当局は多くの記録を残し、その経緯を伝えている。なおフランス艦隊は弘化元年（一八四四）と同三年（一八四六）の二回にわたり来琉しているが、薩摩藩側の史料や文献およびそれに基いた従来の研究は、この二回の来琉の事実関係を混同していることは、既に「天保十五年琉仏交渉日本史料」の中で海老沢有道氏が、ついで島尻克美氏らも指摘されている。

では何故そのような混同が生じたか、多少の私見を述べてから本論に入りたい。

従来、フランス艦隊は、すでに第一次来琉の時点で、艦長デュプランが「和好・通商・布教」の三ヶ条を要求したとされているが、先の海老沢氏の研究論文ほか、近年刊行の『琉球王国評定所文書』、伊波和正氏訳の「フォルカード日記」などにより、艦長は「布教」には全く触れてないことを日仏両方の史料で改めて確認した。従つて、たとえば『阿部正弘事跡』には「弘化元年三月十一日、仮艦一隻琉球連天港ニ至リ、諸フニ通交貿易布教ノ三事ヲ以テシ、清國條約ノ訳文ヲ示ス」との記述があるが⁽⁸⁾、第一次来琉時点で三ヶ条の要求のほかに、清仏条約（黄埔条約）の写しを提出したというのも誤りである。デュプラン来琉時は、まだ清仏条約は締結されていない。ただフランス側は実に巧妙で、宣教師をまず上陸させてから、彼らの口から布教要求をするという順序をとったので、実質的には最初の来琉時点で布教要求がなされたも同然ではある。当時の琉球・薩摩の当事者は「外交」と「布教」という指揮系統の違いも、また一方では両者が密接なつながりを持つフランスの外交事情などは知る由もなかつたであろうから、宣教師の要求も艦長の要求も一緒にして「三ヶ条の要求」とごく自然に記録したのではないか。布教要求が正面切って行われたのは、第二次来琉時のセシユ提督による。彼は清仮条約締結の文書と、清国が正式にキリスト教を公式に認めたことをアピールしたわけである。

さて弘化元年三月十一日（一八四四年四月二八日）のことであった。「長拾弐丈・横參丈弐尺程」

のフランス軍艦アルクメーヌ号が那覇港外に投錨した。

仏朗西國之船、人數弐百參拾人乗込、廣東に罷渡、廿五日以前同所出帆、洋中逢難船具相損、右修補并糧食為求方致來着候段申出、（中略）右は、近方浦々迄昼夜堅締方申付、夜は篝火を焼き、勤番申付候⁽⁹⁾

右は琉球王府からの薩摩在番所宛の報告であるが、同艦の艦長デュプランは艦の補修と食糧調達のために寄港したと、極めてありふれた理由を申し述べた。琉球当局はまた夜明けとともに、艦を那覇港よりも「安全」な泊港へ廻航させたい旨を伝えた。応接の琉球役人は六名であったが、「彼等は中國官話（普通語）を非常に巧みに操るが、お互い同志は私たちの耳にとても心地よく響く別の言語を話しており、そのうちの一人は片言の英語熟語を話す」たということである⁽¹⁰⁾。フランス側は彼等を船室に招じ入れ、艦長は彼等を使者として派遣した王府高官との会見を求めた。その後軽い食事が出来され、琉球役人たちは一時間ほど歓談して下船した。彼等は一見人がよさそうに見えるが、自國の事に関しては極度に慎重な態度を見せたという。

翌三月十二日、那覇北郊の天久聖現寺で、デュプラン艦長と「紫冠を被つた六十才位の、尊敬に値する風貌」の真栄里親方（鄭良弼）が会見した。まず艦長側が次のように本来の来航理由を切り出した。

一百年前から仏皇帝と中国皇帝は親密な間柄であり、現仏皇帝は當時数隻の戦艦を中国に派遣し

ました。わが皇帝は艦長たちが中国周辺の諸国の国王を訪ね、わが皇帝と同盟を結び、通商を開始する意向がないか打診するよう命じてあります。⁽¹⁾

それに対して、真宗里親方は、琉球国は外国との交易は國禁であると説明してから、要求を文書にしてほしい旨要請した。そこで三月十五日附で次のような要求文書が艦長より琉球側に手交された。

昨日ハ御目ニ懸り候へとも、御咄もろくニ不申上候間、申残しも有之候半と存候故ニ、書面ニ認「め」、琉球国那覇の鄭良弼大人へ差上申候間、何卒貴国大王へ御取次被成申上可被下候。⁽²⁾（こゝ）に右の口頭の文言が続くので省略）

私方にて好〔ま〕ざる所ハ他国を押領し、或ハ騒動いたさせ候事に御座候。私方にて好ミ候所は、仁儀公道を守り候て、方々の小身者を取立て大にいたし、弱き者を扶け候て強ニ敵させ、まさかの時には力を盡して扶助いたし候事に御座候。それ故ニ拙者儀總兵後歟爾烈略璞朗、貴國大王と和好可仕の下知を受て参り申候。此節御目に懸り候ても御返答承り候迄ニハ届申數、且又再三御勧考不被成候てハ全美を得難く候半歟。其の上拙者此處へ久しう留り居候事も相成不申候間、数月の後、此方大總兵都督の大軍船その外追々軍船参り候節御返答被成候て宣數候。左候ヘバ大總兵參り候節、通事役人ことに入用之事ニ付、拂朗西執事噶爾叻助^(ラ・ラ・カ・ス)と副通事澳五思旦^(オウゴ・シダン)とを貴國江残し置候様被申付候間、何卒少々御世話被下候て日用不足無之様被成可被下候。御物入之分御損相懸申間敷、貴國御法度為相守可申候。⁽¹²⁾

要旨は次の通りである。

- (1) フランスは他国を押領したりせず、弱小国に対しても、扶助すべく努めていること。
- (2) 琉球国王と“和好”を図ることは大皇帝の意向であること。
- (3) 自分は何分長く留まることができないので、後から来る大総兵船に回答してほしい。その間に熟慮して頂きたい。
- (4) 後から来る船の、通事役が必要なので、オルカードとオーギュスタンを貴国へ残すよう命じられていること。
- (5) 右両名の世話を日用品の供与をして欲しい、費用はお払いする。
- (6) 両名には貴国法律を守らせる。
- (5) の琉球側が供給してくれた品々には代価を払うとのフランス側の申出に関して、両者は押問答をした。琉球役人は、「ご入用のものはすべて差し上げます。余り価値のないものばかりですので、代金は頂けません。我国は貧しいとはいえ、それらを差し上げる余裕はあります」と言った。これは代金を受け取ることで外国と取引するという関係が生ずることを避けるためと、外国船に対しても無償で供与して円満に退去させる方針であつたから、フランス側の「当然の行為」論とは最初から噛み合ふことはなかつた。

(3) フランス人“通事”の上陸経過

しかし、なんといつても琉球当局にとって思いがけぬことは、(4)の二名の「通事」の滞留要求であつた。フォルカードをして「琉球の外交官」⁽¹⁴⁾と言わしめた通事の板良敷里之子親雲上は、清国人通事オーギュスタンと長時間話し合つた。彼はオーギュスタンに対して、琉球当局の高官も一人の滞留に猛烈に反対しており、断固阻止の覚悟であることを告げ、この問題について最終的な結論を出するために、この日（十七日）寺（どこの寺かは不明）で大集会が行われることを知らせた。そこで、フォルカードもその集会に顔を出した方がよい」とのことと、たゞ役人たちは、フォルカードとオギュスタン両名が偶然のように出席することを望んでいたようだ、と板良敷は附加えた。そこで両名は寺へ向つた。

二人が寺に到着すると、そこには琉球役人のほか百名ほどの人々が集つていた。すでに板良敷里之子親雲上も来ていた。彼はフォルカードを迎えると製いかからんばかりにして、何故このような国に残りたいのか理解できないと言つた。これに対してフォルカードが、この計画は絶対に放棄できないものだ。と答えたので、彼は不安に陥り、その通訳を聞いて、他の役人たちの間にもその不安が拡がつた。しばらくして那覇里主（鄭良弼）が従者を従えて到着した。彼は回答文書と艦長への贈り物として多種多様の、しかも粗末な品物をフォルカードに差し出した。⁽¹⁵⁾

つまり琉球側は、二人と膝詰の談判をして滞留をあきらめて貰おうとしたのだが、フォルカードもと結んでしまう。

こうして集会は一応終つたが、フォルカードらの迎えのポートがなかなか来なかつたので、琉球側とフランス側とが互いに歌を披露し、最後に琉球役人たちはとくに聴いてくれと前置きして、「なぜ美しい故郷の國を離れてこの貧しい國へ来るのか？」という意味の歌を中国語で唱つたという。⁽¹⁶⁾上陸に至るまでに、琉仏間に「ののような両者の意見交換の場があつた」となどは、琉球側の史料には全く見られない。

さて、先の要求文書に対して、琉球側は、道光二十四年三月十六日付の「琉球国中山府政大夫向永保申上候」⁽¹⁷⁾との書き出しで、フランス側に返書を渡した。要旨は次の通りである。

(1) 琉球国は狭く、産物は少く、金・銀・銅の産出もないのに、貴国のような大国と交換するような品々は何も無い。

(2) 琉球国は清国の藩屏なので、清国及び度佳喇島以外とは通交していない。清国の許可なく外国と交易することは難しい。

そして次の二項目が追伸という形で書き添えられた。

(3) 外国人を滞在させることは国禁であり、前例がないこと。

(4) 気候が悪く、健康不適の風土ゆえ、一人の身に万^一のことがあると申し訳ないことになる。つまり、琉球当局は通商については拒絶し、「通事」の滞留要求ももちろん婉曲に断つたつもりであつた。

右の返書に対しデュプラン艦長は、「両国間に通商が確立されるには、相互に利益があり、両国とも合意が必要です。(中略) それゆえ、私はわが皇帝に対し、貴王国が理由とされる事情を受け入れて下さるようお願い申し上げるつもりであります。また貴国が私たちを快く迎えて下さつたこと、私たちの必要をことごとく比類ない寛大さで満して下さつたこと、しかもそのための労苦、出費に対し、一銭の代価もお受け取りにならなかつたこと、以上のことをすべて申し上げるつもりであります」⁽²⁰⁾と、通商拒否に対しては見事な程余裕のある態度で臨んだが、フランス人の滞留に関しては、琉球側の返書は、拒絶というニュアンスではなく、しかも追伸という形で書き添えてあるとして、艦長自ら上陸し、フォルカードも同道して次の様な一方的な最後通告を行つた。

扱ここに大切な評議ハ、執事噶爾咖助と副通事澳五思旦とを「貴」國ニ差置候儀、御承引被下。恭存候。(中略) 右故明日兩人之者共上陸いたさせ候。此上貴國之御世話を願置候。天氣次第出帆仕候間、御暇走にも及兼可申候。折角御幸福奉祈候。⁽²¹⁾

右の通告に対して、琉球当局がどの様な意志表示をしたか、琉球側の記録は見当らないが、以下は

フォルカードの日記が語る「二名の通事」の滞留許可が出た瞬間である。

(前略) 泊村での歓迎は實に素晴らしいものであった。彼等〔琉球役人〕は折れて、私とオーギュスタンを監視することにし、たゞ琉球役人は、最善の待遇にもかかわらず、私たちが病に冒されたり、万一死亡するに至った場合でも、フランスはそのことについて琉球に対し一切の責任は問わない、という委任状を長老ら宛に書き残して欲しいと願つただけだつた。⁽²²⁾

とし、しかも更にその翌日(十八日)、琉球役人たちは別れのあいさつに来艦した時、彼等は、二人に向つて「常に兄弟として、友人として待遇すると誓つた」と記しているのである。

しかし、「琉球王國評定所文書」は、この辺の事情も沈黙して語らず、わずかに「三月十九日、本船之儀、今日浙江省之内如定海県可致出帆段申出候」⁽²³⁾として、フランス船が出航すると申し出たのみ、既に十七日の琉佛会見でわかっていることを当日の日付で報告しており、いかにも唐突な感を与える。また後述する上陸時の状況に関する記述も、フランス側のそれとはかなりのニュアンスの食い違いを見せてている。

三月十九日(陽曆五月六日)アルクメーヌ号は予定通り、二人の「通事」を上陸させ出帆した。フォルカードの日記は、「二人はアルクメーヌ号の艦長及幕僚らに別れの挨拶をし上陸した。海岸では大群衆がわれらを待ち受けていた」として、二人の「上陸」は琉球側もすでに諒解した上で行動として記述されている。

一方琉球側はこのことを薩摩在番所に次のように報告している。

異国人一人、唐人一人浜江下候付成行唐人江承届候処、最初より申出候通追々大縦兵船來着可着之、右為通事相残居候様乗頭より申付、致下船候段申出候。爰元江留置候儀不相成候付、右両人早速小船に乗付、此方通事宰領申付、如本船漕送させ候得共、追付得不申、無間茂夜入乗帰候。⁽²⁵⁾

つまり、二人の上陸は突然で、琉球側は虚をつかれ、フランス人一人、中国人一人が上陸したので、その理由を尋ねると、最初の申し出通り艦長の命令で下船したというので、一人の上陸を拒み、急いで小船に一人を乗せて本船を追つたけれども、追いつくことができなかつた、と報告している。琉球側には断固上陸を阻止しようとの動きもあつたようだが、前日の会見でフランス側に心ならずも押し切られてしまつた事情を、そのまま、薩摩側へ報告することは憚られたのである。それを裏づけるように、薩摩側の史料である「琉球外國關係文書」(一)には、右の文書を掲げたうえで、「考ルニ仏人等ヲ小船二乗セ付テ本船ノ如ク漕キ送ラセ云々文飾ナラム」との添書がなされている。この場合、上陸決行時の状況に関しては、フルカードの日記の記述の方が自然であろう。これまでの研究論文には、上陸の際の、右の「小船にのせて」を殆んどそのまま、鞠呑にしているが、どう考えても覺悟の上の大人二人を小舟に押しこもうとすれば、力づくにならざるを得ない。結論として出航当日以前に、既に琉球当局はフランス側に承諾させられてしまつたというのが真相であろう。

私が上陸決行の事情にこだわるのは、幕府が鎖国体制を維持する最大の理由である、キリスト教の

禁令下にあつて（薩摩の支配下にある琉球でも例外ではない）、たとえ、当初は、通事という触れ込みであつたとしても、外国人宣教師が上陸に成功してしまつたという重大事件の、上陸時の事実関係は、これまで琉球側の史料のみで、たんに軽くふれられているに過ぎない。今回、琉仏双方の史料により比較検討できたことは幸いであった。

(4) 宣教師フルカードの上陸後の動向

—格外保護のすすめと布教要求—

二名の「通事」たちは、宿舎として天久の聖現寺が提供された。寺の周囲には柵をめぐらし、番所を構え、日夜勤番して二人が外出できぬよう、また人々が寺に近づかぬよう、厳重な隔離体制がしかれた。

三月二十日、フルカードが「國家の祥災にも相懸儀候間」との機密事項について談合したいと要請して来たので、琉球当局は早速在番奉行汾陽^{かわなぎま}次郎右衛門に相談し、二十六日泊学校所で座喜味親方がフルカードら兩人を招いて会談した。そして例によつて文書にしたものを持出させた。それに、「拂朗西琉球両國之通事可相勧候事、実正に候へとも夫しきの訳合に而留置候事とハ貴國之人々必思召問敷と奉存候」という、自分たちの役目はほかにあることを匂わせた前置に統いて、次のような内容が盛られてあつた。

(1) ヨーロッパの強大国はなんといつてもフランスとイギリスである。しかし強大となつた原因はそれぞれ異なる。フランス本国は土地が広く、物産は豊かであり、その上アフリカという広大な植民地をもつので、今更、遠方の他国との土地を奪うのは無益なことである。

(2) 一方、イギリスは本国は狭く、物産も少い。たゞ海上貿易の利では彼らに勝る国はない。彼等は世界中を相手にし、諸国の港を自由に使い、また奪い取つたことも少なくない。貴国は産物は多くはないが、中国、日本の中間に位置しているので、商船の中継基地として都合がよい。このため、イギリス人が貴国を第二のシンガポールにするために奪い取る計画のあることを私は知っている。それをこのまゝ座視できようか。フランスは常にイギリスに勝たんと心掛けているのだ。イギリスのこの計画を妨げる方法は二つある。それは、

(1) 格別に貴国を御介抱すること（格外保護）

(1) イギリスに奪われる前にフランスがこれを領有すること、である。⁽²⁶⁾

但し、フォルカードは、ここで自分とデュブラン艦長とは来航の目的が違う」とも表明している。そして彼は琉球当局から、この「格外保護」について説明を求められたらしい。道光二十四年四月付で、今度はオーギュスタン・高が「格外保護」をすすめる書簡を琉球側に送つた。

当時、琉球当局と薩摩藩がこの「格外保護」の意味をどのように理解して和解したかの興味を覚えるので、かなりの長文だが、説明部分の一部を紹介しよう。

格外保護トハ如何様之事と御尋候半ニ、和睦トハ同からす候。和睦も誰も存候所に御座候。格外介抱は評議も有之、会盟も有之。永代扶助いたし候。予定の如く都合宜きが上にも宣敷事共を取り重ね候て、臣と称するにも無之。唯格外ニ介抱扶助受候と申のみニ御座候。中国に朝貢致し候事も貴國ニ而相止申度と被思召候ハヽ、拂朗西ニ而御助刀可申、咲咲利の変をふせぎ度と御申候ハヽ、必悦而承諾候半（後略）⁽²⁷⁾

そもそも信仰の使者である筈の宣教師が、自國の保護下に入れなどと説得するとは、私でなくとも誰もが違和感を覚えるであろうが、一八四〇年代当時のフランスは、フランス革命以後に開花したナショナリズムの影響から、イギリスへの対抗意識が極めて強く、宣教師にとつても「宗教と国家」は同じ観念であった。⁽²⁸⁾ 当時二十八才の若いフォルカードも例外ではあり得なかつた。ここで彼の属していたパリ外国宣教会についてふれて置こう。同会は一六五八年に設立され、教皇庁の布教聖省の監督のもとに活動し、付属の神学校も持つていた。そして同会は、中国・カナダ・香港・シャム・インドシナにその会員を派遣し、十九世紀後半よりフランスの植民地政策と密接な連携を保ち乍ら、布教活動を展開し、特にベトナムに「傾倒」した。⁽²⁹⁾ 同会所属の一司教は、「フランスは宣教師とキリスト教徒がいなかつたら、手足をもがれた蟹のように何も行動をおこすことが出来ないだろう」⁽³⁰⁾ と述懐しており、彼等の存在はフランスにとっては強力な政治的武器となつたのである。フランス艦隊の来航はベトナムを保護下におきはじめた時期とまことによく一致する。

そして、マルナスの著述から、宣教師フォルカードとフランス海軍との結びつきの深さの証明が得られる。つまり、ベトナムに武力介入し多数の死傷者を出すに至ったラピエール指揮官の行為には、平和的手段を望む本国政府も世論も批判的であった。そこで、ラピエールはその行為の説明をフォルカードに依頼しているのである。そして彼は、「このことを「フランス海軍に対し果さねばならない義務」⁽³¹⁾と感じて引き受けたというのである。彼にしてみれば、布教活動を常に支援してくれる海軍が、すこしやり過ぎただけ、という論理であろう。

以上のようなことから、フランス軍艦が琉球に宣教師を伴った意味、及び宣教師が「格外保護」の説得に当るという行為が、初めて納得のゆくものに映つてくるであろう。

また、ハノイ滞留の一司教は次のようなことを述べている。「保護領が最も困難が少なく、最大限流血を回避でき、本国の出費を最小限に抑えられるやりかただ」として、但し、「保護領を設置するには、本腰を入れ、実効が伴うものでなくてはならず、必要に応じて実行可能な様々な手段に基礎を置く、現実的な保証が必要だ。」⁽³²⁾としている。

フランスは果して琉球を保護国にすることに成功するであろうか。

さて、先のようなフォルカードの説得を、琉球側は、「先以嘆國素より當國望之心深追々其取可行有之、仏朗西より致保護候ハ」、自ら嘆國可相防る申威し、統治を負り候底意相見得、何共存外之儀⁽³³⁾であるとのきわめて適切な判断のもとに在番奉行に報告し、今後の方針について指示を求めて

いる。そして二月二十六日の最初の会見以来、頻繁に書簡の往復があり、海老沢氏によれば、フォルカードは六月一日に最初の布教要求をした模様である。しかし、琉球当局は、キリスト教を容認すれば、宗主国の中止とは国交を断絶され、度佳喇島も琉球へ船をさし向けなくなり、王国は破滅するだろう、と訴えたが、フォルカードはなおも書簡を送り続け、教理に関する書物二冊を提供した。これも在番奉行にその処置方を相談し、大総兵船が来航するまで封印し、来琉したら返還することにした。六月三十日、フォルカードの布教要求攻勢にたまりかねた座喜味親方は、泊村学校所に彼を招こうとしたが、彼は「許容無之相逢候段ニ茂不及」との強硬な態度をとった。結局、フォルカードらは琉球当局の堅いガードに阻まれて、住民の接触も思うようにゆかず、琉球語の習得面では、それでも六千語を採録したというが、確認されたわけではない。

(5) 薩摩藩の琉球派兵と琉球王府

さてこのたびのフランス艦隊の一件を薩摩藩庁に報告するため、琉球当局は飛舟を仕立て、同船は五月三日山川港に到着した。

薩摩藩は即日野元市郎を江戸へ発たせ、六月十一日には藩庁もまた飛舟三艘に与力三名足輕十五名をのせて鹿籠枕崎より船出させ、「所々汐懸ニ而、壹艘者同廿六日、兩艘者同一七日那覇致入津」した。先発隊は右の通り十八名であった。

追つて六月五日、琉球側の使者浜比嘉親雲上朝宣が薩摩入りした。藩庁は「何篇是迄御取計通、随分無事故為致帰帆候様子之御事、是以頂上之儀奉存候」とこれ迄通りの琉球側の対応案に同意を表明し、浜比嘉は左の書状を携え七月十九日帰琉した。

一筆啓上仕候。当三月其御地江異国船來着、段々事六箇敷申立、國王様奉始各様御心配被思召上候段奉恐察候。然共、浜比嘉親雲上被差上、早々之御届、御内分より成行を茂被仰上候付、此御方御都合宜、何篇是迄取計通候。右之段為可申上如斯御届候。恐惶謹言。

六月廿四日

川上十郎兵衛
桃原 親方
安室 親方

浦添王子様

与那原親方様

小禄親方様

國吉親方様⁽³⁴⁾

一方、五月十三日江戸へ到着した野元市郎は藩主斉興に報告し、斉興は老中阿部正弘・真田信濃守幸貢に直ちに内申している。

六月二十日、阿部正弘は家老調所笑左衛門を官邸に召し、口頭で「琉球国は国外ノ訛、平生ノ御処置振モ格外ナルカ、大隅守（斉興公）見込ヲ持テ後患ナキヲ要シ处置スヘキ旨」訓示し、二十八日警備兵派遣を命じた。

藩は二階堂右八郎を最高責任者として、先発の十八名を加え、総勢七十五名の渡琉が決定した。更にこれらの薩摩藩士が那覇に宿泊の場合の手筈なども定められた。八月五日には御用入衆の宿を中心、「近辺最寄之所二相円メ」急な召集に便利なように、また小姓クラスは一軒に四人位づつ同宿するよう割り当てよ、との指示が二階堂から琉球館聞役川上十郎兵衛を通じて行われた。

とくに、松本十兵衛・安田助左衛門・宮内清之進・唐通事橋口五助の四名は、琉球側の記録によれば「御用之程相知不申候得共、仮朗西人一件二付御下被成候由」⁽³⁵⁾として、重大な役目を仰せつかり、九月九日夜陰にまぎれて那覇港へ上陸し、「外へ洩聞ヘ無之様」送り込まれたことがわかる。以後、「異國方御目附」⁽³⁶⁾として普通の琉球人家庭に単身住み込み、「昨日泉崎村阿波連子宅へ御引移被成」などと居所を変えつゝ、目立たぬようにして滞留英仏人の行状に目を光させていたのであった。左は松本十兵衛の居宅提供者阿波連子が当局へ合力米を請求する文書である。

私居宅之儀、去三月十六日より異國方御目付松本十兵衛殿御宿被仰付、当分迄相勤申候間、何卒十八日迄之質米者被成下度奉願候。此旨貴様御取成可被下儀奉願候。以上、泉崎村 阿波連子
申九月〔嘉永元年〕

右通願出候段、那覇役人添書を以申来、遂披露相済候間、例之通渡方被可被申渡し候。以上
九月十九日

御物奉行⁽³⁸⁾

喜屋武親雲上

右の史料は、嘉永元年となつてゐるから、松本十兵衛の場合、弘化元年に渡琉しているわけで、フランス艦隊の第一次来琉時も勿論名前が見えるので、今でいう長期の海外単身赴任者ということにならう。
さて、渡琉後の対応方針については、薩摩藩庁より琉球館聞役川上十郎兵衛へ次の通り申し渡されてゐる。

(前略)

琉球江異國船來着之成行浜比嘉親雲上以被申上候付、江戸江御届被仰上候処、御判断之御趣意者、最初浜比嘉江被仰渡置候通、何そ相替儀者無之候得共、琉球御守護向之儀付而者、何分二茂御取計無御座候而不叶、今般來着異国人底意之所不相知儀候得者、此涯防之勢共不被御遣筋二而者被為對公辺御都合御相應不致就而者勢一与可被差下段御届被仰上置、太守様段々厚以思召、現場之勢者不被御（御用人以下の人数）屹と不及于戈様、於琉球者極々穩便ニ而異国人等江少茂不相聞得様差心得、尤遠海を隔候所者時々御差団茂難被成、勿論定式御詰之衆迫者少人数之事ニ茂

候故、異国人共何角申出候ハシ、千変万化ニ応し判断等被致補助、如何ニ茂して、異国人共立腹不致隨分無難令帰帆候様ニと之御趣意、尤表向本式ニ而候ハシ、異國方御用人衆被差渡苦候處御内分之御取計、殊ニ琉球掛之事ニ候故ニ階堂右八郎殿被差遣彼是、御仁恤之御事御座候間、琉人共少茂驚怖不致心安罷在候様聞役ニ而分ケ而可相達旨承知仕候。

(後略)

辰八月八日⁽³⁹⁾

すなわち、江戸表にもお届けしたところ、江戸表の判断も先に浜比嘉親雲上に申し渡したことと同じであるが、決して武力を用いず、フランス人に知られぬよう極力穩便に行動すること。また「表向きは本式」の派遣人数だが、実は少人数ゆえ、フランス人が何かと言ひ立てても、その辺は臨機応変に対応するようだ。要はあくまでもフランス人らを立腹させぬよう、無事に帰国させよとの御趣意であること。そして、とくに琉人には安心して生活するようにとの通達であった。薩摩側が滞琉フランス人の対応方の基本を述べたものは、この下状が最初である。

では、この琉球派兵について、薩摩藩側は「少茂驚怖不致心安罷在候様」などと親心を見せてゐるが、琉球当局側は果してどのように受け止めたであろう。少し長いがふたたび次の史料を紹介する。
今般琉球江異國船來着ニ付、段々御役人衆被差渡候由承知仕候。兎角御作法を以御人數被差渡積御座候得者、何共可申上様茂無御座候得共、大船二艘向多人数御乗込琉球御差付、押掛御到着被

成候。而は大騒動に成立、万一異国人共聞及、何様成國難之儀歟。到来可仕茂難計、極々心痛仕事御座候。相成申儀御座候ハゞ、道之島、邊江御渡海の上、何様ニも穩便ニ御取計、琉球より御注進次第、御到着被成下候様ニ者被仰付間敷候哉。此節之儀いつれ町寧ニ致会釈、大給兵船來着仕候而も機变ニ応し、少茂立腹不致様取計、無難令帰帆度旨、琉球より茂先達而浜比嘉親雲上を以内願申上置候通、何卒御取計被仰付被下度、幾重ニ茂奉願候。近頃深重恐多奉存候得共、此涯琉球之荒廢相掛儀ニ而難默止、誠之御内意を以此段申上候間、可然様被仰上可被下儀奉願候。以上。

辰八月八日

桃原親方
安室親方⁴⁰

琉球側は、いつになく、冒頭から相当強い調子でその派兵計画に対し難色を示している。そして直接船三艘で押し掛けられては、もしもフランス人らに知れたら国難にも及びかねないとして、具体的な対策を提案している。つまり、琉球本島ではなく、道之島のあたりに待機して貰つて、琉球側がフランス人らの様子次第で注進に及んだら、腰を上げてもらうという方法である。また重ねて、藩の派兵は御苦労なことだが、これでは結果的に「少し茂立腹不致様取計、無難令帰度旨」との趣意に背反することになるのではないかと、言葉は丁寧だが、明らかに薩摩側を批難している。

一方、海老原宗之丞は幕府に対し、「一与之勢御差下被成候段被及御届候」とする前記の琉球派兵

一件を報告の後、八月四日に江戸から鹿児島に帰藩すると、八日には用人二階堂宅を訪れ、密譲の結果、先の渡海人数は大島に待機させ、「琉球方注進次第龍渡」⁴²の方針に変更した。またフランス人に対するは臨機応変に対処するようとの指示から、「弁話を以申諭候様」と更に具体的な指示を行つた。それとも「御内実」の人数は少数なので、大給兵船が来航しても、「三四歳之童子を以相模〔撰〕取杯江相手為致候茂同然」という判断のもとに、やはり「何篇丁嘆ニ致会釈、異国人共少茂立腹不致様、穩便取計無難令帰帆候様」との「是迄琉球方取扱之通り」にするしか薩摩藩にとても名案はなく、以後は、「少々ニ而茂相替儀者猶又右八郎殿江致御相談、飛舟を以可申上」と琉球当局へ報告を指示するのがせいぜいであった。

また、この派兵一件は、薩摩藩士にとつても有難くないものであった。「琉球は一年之内五月比一度ならでは渡海難成由之處、八月之渡海洋中危き時節、且つ仏國兵船之ふせきかたく生死不分、門出はいといとあはれる事ともなり」⁴³といふ、今とは違い、家族水杯を交わしての決死の渡琉であった。現に、弘化三年春在番奉行交代のため出帆した村橋左膳久隆一行は、海上で行方不明との報が入り、島津権三郎久包に交代したという記録がある。⁴⁴

以後、薩摩、琉球当局は大給兵船に備えて緊張して待っていたわけであるが、一向に姿を現わさないのと、フォルカードも厳しい監視下にあって、とくに後來のベッテルハイムのように街々で説教するわけでもなく静かなので、「少しの変事も飛船で報告せよ」から「それには及ばず」との指示に

変った。

注

- (1) セシール提督 (Jean Baptiste Thomas Middele Cecille) 一七八七—一八七三。フランスの東インド派遣海軍司令官。一八〇四年五月海軍に入隊。四四年六月海軍少将。同年十月特命全権公使ラグルネの清仏黃埔条约締結を支援。四六年琉球来航（本文参照）。四七年十一月海軍中將に昇進。四八年一月革命後、下セーヌ県議会議員に当選。翌四九年立法議会議員に選出される。後、元老院議員等をつとめた。レジオン・ドヌール大十字章ほか多くの勲章佩戴者であった。サン・セルヴァンで死去。八五才。ちなみに琉球来航時は五八才。
- (2) 「近代ベトナム政治社会史—阮朝嗣德帝統治下のベトナム—一八四七—一八八三」坪井善明著 東京大学出版会（一九九一）六二ページ。
- (3) 同右六二三ページ。石井寛治・閔口尚志編「世界市場と幕末開港」東大出版会（一九八二）一四九ページ。
- (4) 「日本キリスト教復活史」F・マルナス著 久野桂一郎訳 みすず書房（一九八五）五〇ページ。
- (5) 坪井善明「近代ベトナム政治社会史」六三ページ。
- (6) 同 右 六四ページ。
- (7) マルナス「日本キリスト教復活史」五〇ページ。
- (8) 「阿部正弘事跡」—（続日本史籍協会叢書）東京大学出版会（一九七八復刻）八四ページ、ほか田保橋潔「増訂近代日本外國関係史」三九三ページ 比嘉春潮「新稿沖縄の歴史」三一一ページにも同様の記述がある。
- (9) 「琉球王國評定所文書」第一巻 浦添市教育委員会（一九八九）「案書」一三二七号 三七八ページ。
- (10) 伊波和正「フォルカードとベッテルハイム」フォルカード「滞琉日記」試訳へ本稿では「フォルカード日記」と略す／「沖縄国際大学文学部紀要・英文学篇」一一（一九八八）五一ページ。
- (11) 同右 五三、四ページ。この「フォルカード日記」に対応する史料として、「評定所文書」の記述を左に掲げておく。
- 乘頭より仏朗西國之議、武百年來、中國致通融事候付、本国皇帝之命を請、中國近隣之諸國可致交通候間、當國江茂其通取合致貿易度旨、通事付而申出候。
- (12) 海老沢有道「天保十五年琉仏交渉日本史料」「国際基督教大学・アジア文化研究論叢」（一九五八）六七ページ。
- (13) 「フォルカード日記」五五ページ。
- (14) 板良敷里之親雲上之ち牧志朝忠（一八一八—一八六一）。琉球王府役人。二二才で中国に渡り、中国語を習得。帰國後安仁屋政輔に英語を学び、まもなく異國方通事に抜擢された。フランス艦隊の来琉で、通事として对外交渉の場を一人で切りまわし、非凡な才能を發揮した。薩摩藩主島津斉彬より、たびたび褒賞にあずかった。ペリー来航の際も活躍した。
- (15) 「フォルカード日記」六一ページ、及びマルナス「日本キリスト教復活史」五六、七ページ。
- (16) マルナス「日本キリスト教復活史」五七ページ。
- (17) 同右五六ページ。
- (18) 同右五七ページ。
- (19) 海老沢有道「天保十五年琉仏交渉日本史料」六八ページ。
- (20) 「フォルカード日記」六四ページ。
- (21) 海老沢有道「天保十五年琉仏交渉日本史料」七〇ページ。

- (22) 「フォルカード日記」六五ページ。
- (23) 「フォルカード日記」六五ページ。
- (24) 【琉球王国評定所文書】第一巻「案書」一二二一七号 三七九ページ。
- (25) 同右 三七九ページ。
- (26) 海老沢有道「天保十五年琉仏交渉日本史料」七四、七五ページ。
坪井善明氏の前掲書六〇ページの中にも「フランス海軍は、イギリス人と張り合いたいという欲求、しかしフランス海軍が劣勢であるという感情は、コーチシナに植民地が建設された後も消えなかつた。植民地防衛会議は、航海技術・侵略経路・撃退手段など、あらゆる角度からのイギリス軍の攻撃の可能性を検討していた。」とする記述がある。
- (27) 同右 八二ページ。
- (28) 坪井義明「近代ベトナム政治社会史」五〇ページ。
- (29) 同右四八ページ。
- (30) 同右 五〇ページ。
- (31) マルナス「日本キリスト教復活史」八六ページ。
- (32) 坪井義明「近代ベトナム政治社会史」四八ページ。
- (33) 【琉球王国評定所文書】第一巻 三八五ページ。
- (34) 同右 第二巻「従大和下状」一三三八号 七ページ。
- (35) 「琉球外國関係文書」弘化元年 一巻（紙数三九枚）。
- (36) 【琉球王国評定所文書】第一巻「年中各月日記」三六七ページ。
- (37) 同右 第三巻「年中各月日記」四四〇ページ。
- (38) 同右 四五八ページ。
- (39) 同右 第二巻「従大和下状」一三三八号 一一一一ページ、四五八ページ。
- (40) 同右 第二巻「従大和下状」一六ページ。
- (41) 大島・徳之島・与論各島の名称。
- (42) 「琉球王国評定所文書」第二巻「従大和下状」一三三八号 一四ページ。
- (43) 「通航一覧」続編第四巻 卷一四四 仏朗西国部二、七六七ページ。
- (44) 「鹿児島県史料 肆彬公史料」第一巻 八一ページ。

二 イギリス艦船の来琉

(1) イギリスと琉球

文化五年（一八〇八）長崎港にイギリス軍艦フェートン号が現われて以来、幕府はオランダ情報が伝えるイギリスに脅え、文政三年（一八二〇）以降我国の沿岸に頻々と出没するイギリス船に対する警戒を強めた。文政八年（一八二五）の異国船打払令も実にイギリス船を対象としたものであつた。もつとも、これらの船は商船や捕鯨船で、政治的、軍事的野心は持つていなかつたが、幕府は世界資本主義の潮流を知るべくもなかつた。

イギリス艦船の琉球諸島への来航は、文化十三年（一八一六）のアルセスト・ライラ号（艦長バイ

ジル・ホール）のそれに始まるが、文政七年（一八二四）八月に度佳喇列島の最南端「宝島」に寄港

したイギリス船は牛を求めたが、言語の通じぬことなどで在番役人がこれを拒絶すると、船員は強行上陸を企てた。このため彼らは狙撃され、船員一名が死亡する事件などが起つた。

その後幕府はアヘン戦争の報に接してさらに危機感を強めていたが、弘化四年（一八四七）六月二六日には長崎に入港したオランダ船から、「エゲレス説書中ニ有之候ニハ、ホンコン（地名）ノ奉行、蒸氣船フュルテュレー（船号）ヲ以舟山并唐國地方ノ湊ヘ罷越候序、御當國ヘモ可罷越由ニ御座候」との、イギリス船の日本来航に関する秘密情報が伝えられた。しかし、その秘密情報はすでに時期遅れであつた。⁽¹⁾

たしかにイギリスはアヘン戦争によって清国との開港に成功し、日本への関心を強めてはいた。香港総督兼貿易監督官デーヴィスは、一八四五（弘化二）五月五日、外相アバディーンに秘密書簡を寄せ、清国からの賠償金の支払いが完了したと引き替えに、舟山列島からの撤兵を一八四六年初めと予想し、撤兵により浮いた艦隊の一部を護衛として日本へ赴き、その示威のもとに通商条約締結の交渉を行うことを提案した。

その時期としては、一八四六年（弘化三）が予定されていた。しかし依然として清国との間に紛争が続いたため、同年末には右の計画は無期延期となつた。また一民間人マーティンは、一八四四年（弘化元）十月デーヴィスに書簡で、中国北部と日本との貿易を開始する基地として舟山列島の価値

を力説した。

その間琉球に関しては、同年十一月、イギリス福州領事の使者が福州琉球館を訪れ、琉球との通商を打診するということがあつた。

その後、マーティンは再び一八四九年（嘉永二）の初めに、大規模な外交使節を派遣するよりも、むしろ商務省の信任状を携えた「試験的通商使節を一隻の非武装船に乗せて、朝鮮、シャム、コーサン、日本へ送ること」を提案した。しかしこれも外相に拒否された形となつた。⁽²⁾

以後、デーヴィスも貿易官を退き、イギリスの日本への関心は中国市场重視のために薄くなり、日本進出においてはアメリカ合衆国に先を越されてしまったことは周知の事実である。

以上のようなイギリスの対日姿勢から判断する限り、琉球に来航したイギリス艦船も、後述するようく、琉球に対し強い領土的野心があつたとは思われない。

さて、弘化元年（一八四四）、フランス軍艦の来琉と重なるようにして、天保十四年（一八四三）から弘化元年（一八四四）にかけてイギリス軍艦サマラン号が宮古・八重山・与那国に来航した。同艦は一八四三年以降シンガポールを根拠地として、東インド諸島の測量に従事してきたが、一八四五一年一月にボルネオ北岸を出帆、マニラ、香港、琉球諸島、濟州島を測量した後、同年八月五日長崎にも寄港した。『琉球王国評定所文書』卷二は同艦について次のように記録している。

右異國船之儀当四月四日広東出船、同九日呂宋江渡海、七月滞留二而出船、二日目に八重山島着

一日滞留、与那国江罷渡滞留三日、又々八重山江廻着一日滞留、彼地出帆、四日目に爰元「那
覇」致着船明日は如日本可致出帆段申出候。右船、去々年両先島來着為有之英國之船差見得申
候⁽³⁾

として、海軍大佐サー・エドワード・ベルチャ一指揮下の二百人乗りの軍艦であったが、それぞれの島への寄港は短いものであった。右報告に統いて同艦のイギリス人がフォルカードらについて琉球側に質問したことについての記事が見られる。それによると、イギリス側はフランス人が琉球に滞留していることを既に承知していること、その上で、(1)フランス人はどれ位滞留しているのか、(2)フランス人を残置していった艦はどこの國へ向けて出帆したか、(3)何故二名を当地へ残して行つたのか、など尋ねたのに対して、琉球側はフランス人は琉球を保護したいと申し出、遂には布教要求をしてきたのでこれを拒否した⁽⁴⁾、と事実をそのまま伝えている。これはイギリス人に対してもこの際釘をさして置こうとの意であったと受け取れる。

翌五月十六日、真栄里親方が護国寺にベルチャ一艦長を招いて饗應した際に、艦長は「國王對面之儀者被取止上度旨相達候処、聞濟居申候」と、琉球國王への面会要求もあつさり引込め、琉球側の何用で来航したのかの質問にも、「方々渡海の中途致汐懸迄ニ而、何そ子細者無之」⁽⁵⁾と返答し、もう一隻七月頃来航するはずなので、その時は糧食・野菜等不足したらよろしく頼むと申し入れただけであつた。

この会談の途中、半年後に再来航する筈の艦隊が未だに姿を見せないことに動搖していた宣教師フォルカードがサマラン号の艦長を訪れた。以下はその時の様子を伝える艦長の手記である。

フランス人の宣教師が挨拶にやつて来て、もしや手紙でも預つていなか、フランス艦隊の姿は見かけなかつたか、と尋ねた。彼は十六ヶ月前にフランス軍艦でやつて来て、琉球語を学び、フランス語を教えるとの口実で上陸したが、彼がマカオから来た宣教師と分かると、聖現寺に事實上監禁され、外に出ると力ずくで引き戻された、と言うのだ。

私は今困難な選択を迫られている。そのフランス人は、琉球側がそんなひどい取り扱いをするなら、フランス軍艦が仕返しにやって来る、と脅して欲しいという。一方、哀れな琉球人らは、どうかフランス人を連れて行って欲しいと切々と訴えた。(中略)

まずフランス人の望み通り、フランス政府の介入の口実を与えてはいけないと忠告するなど、権上氏の論文によれば、この時期の英仏は多分に「対抗と依存」の関係にあつたという⁽⁶⁾が、たしかにそうした雰囲気が感じられぬでもない。

右の手記は、宣教師たる者がイギリスに琉球へのフランス軍艦の報復を公然と頼んだり、そのイギリスは琉球に対し、フランスに介入の口実を与えてはいけないと忠告するなど、権上氏の論文によれば、この時期の英仏は多分に「対抗と依存」の関係にあつたという⁽⁷⁾が、たしかにそうした雰囲気が感じられぬでもない。

(2) ベッテルハイムの来琉事情

さて弘化三年（一八四六）四月五日、スターリング号でイギリスよりベッテルハイムが来琉した。同船はイギリス船ではなく、ベッテルハイムが上海で琉球渡航の便船を探し求めていることを知つて、アメリカ人貿易商フェッセンデンがシドニーへ行く予定の自分の商船を五〇〇ドルで急遽提供してくれたものであった⁽⁹⁾。彼は以後、殆んど孤立無援の中で、フランス人宣教師らが退去した後も同地に残り、八年間の滞琉を果したことは有名である。

ここでベッテルハイム来琉のいきさつに触れておきたい。

文化十三年（一八一六）イギリス軍艦アルセスト・ライラ号が那覇港を訪れ、六週間滞在して琉球の人々と交歎を持つたことは、ベイジル・ホールの航海記に詳しい。その中に「琉球人は知性的で礼儀正しく、ヨーロッパ人に對して排他的でない」との好印象を抱いた記述が数多く出てくる。⁽¹⁰⁾そこで同艦の乗組員であったキリスト教徒の士官たちは帰国すると、自分たちが琉球を訪問した際の好意あふれる応対に報いようと、退役軍人ハーバード・J・クリフォードが中心となり、琉球海軍伝道会を創設して、宣教師を琉球へ派遣することを思い立つたのである。この計画をさらに決定的にさせたのは、同会の創設直前に起つた一つの事件、つまり一八四〇年、イギリスの輸送船インディアン・オーケ号が北谷海岸で座礁難破した時の、乗船員に対する琉球村民の手厚い保護に対しても⁽¹¹⁾。ベッテルハイムはこの伝道会の期待を担つて、二年前のフォルカードらの上陸の際と同様、波乱の

琉球上陸を果すのである。後年（一八四九年九月）、彼は当時を回想して、広東在住の公理会所属の宣教師ピーター・バーカー宛に次のような書簡を寄せている。

我等が投錨するや否や、フォルカード師が船内に来た。東海の孤島でヨーロッパ人に出遇う悦びもさることながら、自分以前に外人の琉球居留があつたことを非常に嬉しく思つた。自分はこの先例をたてに、あくまでも上陸するつもりになつた。フランス国旗の三色旗に許可されたものが、イギリス国旗のユニオン・ジャックに許されない法はないという意気こみだつた⁽¹²⁾。

ベッテルハイムはフォルカードに対し盛んな対抗意識を燃やしている。彼はスターリング号の船長がためらうのも意に介せず、ひそかに伝馬船に積荷をおろし、接岸に際して琉球役人に積荷の一部を海に投げこまれたのももせず、本船との間を二往復して、強引に陸揚げを完了した。洋大二匹のほか、さまざまな日用品と、彼の妻、男女子供二人、中国人通事一人が同行した。

こうして、彼は船上でフォルカードの訪問を受けたので、今度は夫妻でフォルカードを宿舎の天久聖現寺に訪れた。夫妻は焼酎などのもてなしを受け、フォルカードの案内で泊村の崇元寺近くまで散策するというように、仏英の交歎が行われた。この時ベッテルハイムはフォルカードに対して、自分は「医師として派遣された使節」⁽¹⁴⁾であると自己紹介している。

四月七日、布政官座喜味親方（向永保）はベッテルハイムに対し文書で、上陸・滞留を拒否する旨を伝えた。その時琉球側は彼に対する、フランス船がもう一隻来るの予定であるとの情報を知つて

いるかと質したところ、彼は「それは嘘である」と言い、「でも仮りに仮船が来ても、私の方は世話になるわけでもないので、もしフランス人が無礼な行動に出たら、とくと説得してあげよう。何ならフランス人を退去させるよう、イギリス皇帝に奏聞書を書いてあげてもよい」などと大言壯語した。⁽¹⁵⁾ ベッテルハイムは琉球側の退去勧告に対して、自分は「本国皇帝之命ヲ請」て来たのだと言い張り、終には黙り込んで全く受けつけなくなつた。そして同十日には、イギリスと清国（南京條約）、フランスと清国（黄埔條約）との間に締結された通商條約の写しと、キリスト教及び造船に関する書物を琉球当局に贈つた。

(3) ベッテルハイムとイギリス－来琉イギリス艦船の態度－

さて弘化三年八月（一八四六年十月）、三隻のイギリス艦隊が那覇へ来航したが、わずか三日で出航した。旗艦名ドグラス、提督名はコクレーンとして、琉球・薩摩側史料に記載されているが、それらの記録は、短時日の寄港ではあつたが、一人の民間の宗教家と琉球王国に対する当時のイギリス当局の関心の程度、またイギリス艦隊の来琉の動機が奈辺にあるかを窺い知ることのできる内容を含んでいい。

さて「琉球外交関係史料」には、

八月二十三日読谷山沖へ異国船二艘相見和琉役之出合見届候処、漸々那覇之様乗來九時半時分泊村川口ヨリ御捷候ニ付、（中略）三艘共英國船ニ而去ル廿日唐国浙江省之内寧波府出帆、爰元ヘ來

着。乗組人数三艘ニ而千人余之段申出、何様之訛ニ而致來者候哉ト相尋候処、乗頭は欽差ニ而用事之儀ハ書面を以て大官人へ可相渡旨承候付、取締向等之儀ハ先例通取計置候段申入候⁽¹⁶⁾ とあり、提督は「欽差」で来航したので、来航の目的は書面で高官へ手交したいと言つたことがわかる。翌二十五日には、布政官座喜味親方が提督を応接した。提督は琉球側の贈答品は全く受け取らず、國王への面会を求めたが、國王は外国人に会うことは國法で嚴禁となつており、また目下國王は病中であることを理由に拒絕した。それよりも座喜味親方は、イギリス人ベッテルハイムについて、公私の費用少なくなく、疲弊した小國の困窮甚だしいことを述べて、彼を連れ帰つてくれるよう要請したが、イギリス側は「乗頭存知之者ニ無之列帰候儀不相成旨」返答してきた。琉球側は、実はこのイギリス人は「英皇命を請」て來たので帰れないのだ、と強引に上陸してしまったので困つていると告げると、提督は「皇命ニ而候ハバイツレ官人附添兵船ヨリ可差渡之処、無其儀自分計ヲ以能渡候半、左候者其砌可差帰事ニ候何様之儀ニ而不差帰候哉、病人療治方ニ罷渡候者當分通召置可然旨申候（後略）」として「ベッテルハイムは個人の意志で病人の治療のために来琉したのである。もし皇命なら政府の役人が迎えに来る筈である」と冷淡なものであつた。

そこで同二七日に小禄里之子親雲上がベッテルハイムに帰国を促すために、宿舎の護國寺を訪れたが、彼は英艦へ出向き留守であった。小禄はベッテルハイムの通事劉友干にその旨伝言を頼んだが、劉は主人の意を体してか、全く取り合つてくれなかつた。たまたま英艦から清国人通事が来あわせて

いたので、小様は寺詰の通事に、ベッテルハイムのことをその清国人通事に話してくれるよう頼んだ。すると清国人通事は連れ帰れぬ理由を次のように話してくれた。

仮人致逗留候付而ハ医者事モ難列帰段大船乗頭沙汰有之候旨唐人申聞候由就而ハ総理官・布政官へハ右乗頭ヨリ医者事存知之者ニ無之列帰候儀不相成旨申立置候処、唐人申聞候趣ニ而ハ致相違居候申出候。⁽¹⁷⁾

つまり提督は、本当はフランス人が滞留しているため、（対抗上？）彼を連れ帰ることはできないのだ、と中国人通事に告げたというのであった。

一八日未明、小様は再度護国寺を訪れ、ベッテルハイムに帰国を要請しようとしたが、イギリス軍艦から戻っていた彼は会おうとせず、そうこうするうちに、三隻の艦隊は六時頃出航してしまった。

以上の経過から考えて、イギリス軍艦を訪問してからベッテルハイムの行動はかなり意識的である。琉球当局が何とか帰国させようとすると一方、彼は最初から用事が済まないうちにはイギリス船が来ても帰らないと不退転の決意を表明しているので、提督は最初はベッテルハイムを全く知らぬ人間としながらも、彼の説明から次第に事情が判明し、フランス人の存在を知らされ、その結果、今度は対抗上彼の滞琉に協力すべきだと判断したと考えられる。そして、このイギリス艦隊自体も、板良敷通事がよくよく聞いてみると、皇命を受けて来琉したなどとはそもそも偽りで、「右提督者中国日本往来之序ニ來着」⁽¹⁸⁾ したということがわかつた。

つまり琉球当局や薩摩藩が危惧するほどには、イギリス艦隊は政府の指令で来琉したわけでもなく、極東の小島に寄港したついでに、ちょっと様子を窺つてゆくという程度であったのである。F・マルナスも「イギリス艦隊の提督は宣教師（ベッテルハイム）を表敬訪問しなかつたし、彼は大臣に艦を訪問するよう求めたほかは、相手（琉球側）の気に障ることは何もしなかった」と記し、さらに「彼は琉球人の文明と彼らの統治形態を褒め、現状を守つてヨーロッパ人の宗教を彼らの風習以上に受け入れるなど勧告した」という。⁽¹⁹⁾ 提督側には、キリスト教伝道のために来琉したベッテルハイムの聖職者としての立場を援け、尊重する姿勢はさらさらない。彼の存在と、来琉するイギリス艦隊とはとくに連携を持つていなかつたことを明瞭に物語るものである。

一八四九年（嘉永二）三月八日、イギリス軍艦マリーナ号が来琉したが、この時ベッテルハイムは島に於ける自分たちの待遇上の不満を訴え、イギリス政府の援助を求めている。⁽²⁰⁾ そして、艦長から、今後隨時軍艦を派遣して状況視察をすると琉球当局に申入れることに成功している。しかし琉球側のベッテルハイム帰國の要請にに対しては、「本国政府ノ命令ヲ受ケズ、船室狭隘ナル故、帰國之上迎船送ルベシ」と体よく断られてしまい、同艦は清国人通事劉友干のみを伴い出航した。

以後、同年十一月七日、イギリス軍艦バイロット号（艦長ライオンズ）が、はじめてイギリス政府外務大臣パー・マストンの書簡をもたらし、一八五〇年（嘉永三）十月三日にはレイナード号が来琉し、艦長クラクロフト自らベッテルハイムの宿舎護国寺を訪れたり、ベッテルハイムの待遇に関して琉球

当局に抗議したりしている。琉球側はイギリス政府宛に、「ここでもすかさずベッテルハイムの退去要求文書を艦長に託した。イギリス政府の琉球王府宛の返書は、一八五二年（嘉永五年）二月来航のスフィンクス号がもたらし、イギリス政府はやっと正式にベッテルハイムを英國臣民として保護し、琉球安住を保証するとの意志表明をしたのであつた。⁽²²⁾しかし、同艦の提督も前述のコクレーン提督と同様、琉球役人との問答で、「キリスト教を信仰することはそれぞれの人的好みであるから、琉球の人民が好まないなら仕方がない」と、明らかに自己の政治的任務と宗教観は別のものである」と示唆している。

これ以後、彼が退去するまでイギリス政府からの支援は途絶え、一八五四年一月八日（安政元年正月十一日）八年間いた琉球を去る時も、イギリス船が迎えに来たわけではなく、ペリーの好意で艦に便乗させて貰い、帰国の途についたのであった。

しかし、当時の幕府及び薩摩藩（島津齊彬）は、ベッテルハイムをイギリスという手ごわい国の、琉球侵略の尖兵であるかのように思いこんだ。そしてその長い滞留に「根深い訛」ありと心痛した。彼の来琉が一民間のキリスト教伝道会の企画であるなどとは、海外情報の乏しい当時には想像の外であつた。これ迄論述して来た様に、ベッテルハイムはフランス人宣教師フォルカードとは異なり、プロテstant伝道の情熱以外に政治的な使命を帯びて渡琉したわけではない。ましてや、イギリスという国家がフランスに対抗するために送り込んで来たのでもなかつたのである。それを、彼が

やたらと「皇命を請けて」来琉したことをアピールしたため、琉球当局、薩摩藩はその「皇命」という絶対的な響きに終始翻弄させられたのである。⁽²⁴⁾

この辺のところを踏まえてベッテルハイム滞琉一件を考える時、従来の研究論文には、たとえば「イギリスはベッテルハイムを送り込み云々」といつた、江戸時代に生きた人間と同様の外圧的觀点をまだ引きずっている記述があるのは残念なことである。⁽²⁵⁾

以上、ベッテルハイムは八年間の琉球滞在中、琉球語の学習成果として「琉球語文典階梯」を著したほか、「馬太」（マタイ）「馬可」（マルコ）「約翰」（ヨハネ）「路可」（ルカ）の四福音書を琉球語に翻訳した。前者は琉球語研究の上で重要な業績であるとされている。また薩摩、琉球当局が最も恐れたところの薩琉関係の内情も驚くほど詳しく理解していたことは、ゴンチャロフの「日本渡航記」⁽²⁶⁾に記述されている。

注

(1) 佐藤昌介「弘化・嘉永年間における幕府の対外政策の基調について—水野忠邦の再入閣・再辞職をめぐる一考察—」石井孝編「幕末維新期の研究」所収吉川弘文館（一九七八）九一ページ。

(2) 石井孝「日本開国史」吉川弘文館（一九七二）九〇一九二ページ。

(3) 「琉球王國評定所文書」第一巻「案書」一二三四一號 一五一ページ。

(4) 同右 第二巻「案書」一二三四一號 一五一一一五二ページ。

(5) 同右 第二巻「案書」一二三四一號 一五三一ページ。

(6) 七月一日、ロイアリスト号が八重山、石垣島を訪れ、九日那覇着、十六日サマラン号と合流し、二十日出帆。

- (7) 「フォルカード日記」一一四ページ
- (8) 石井寛治・関口尚志編「世界市場と幕末開港」東京大学出版会（一九八二）七一一七三ページ。
- (9) 山口栄鉄「ベッテルハイム実録」「新沖縄文学」三九（一九七八）
- (10) ベイジル・ホール「朝鮮・琉球航海記」
- (11) 「琉球王国評定所文書」七巻 卷頭論考「英宣教師ベッテルハイムの琉球觀」九ページ。
- (12) 「フォルカード日記」九六ページ。
- (13) 「琉球王国評定所文書」二巻 一五四ページ但し、ベッテルハイム上陸時の劇的場面の記述は見当らない。
- (14) 「フォルカード日記」八〇ページ。
- (15) 「大日本維新史料」第一編ノ一 三一三ページ。
- (16) 「琉球外交関係史料」六巻 弘化二年（下）
- (17) 同右
- (18) 「沖縄県史料 前近代4」「英人来着日記」一三三八号 八ページ。
- (19) マルナス「日本キリスト教復活史」九〇ページ。
- (20) 大熊良一「異国船琉球来航史の研究」鹿島研究所出版会（一九七一）一一九ページ。
- (21) 「沖縄県史料 前近代4」「英人より差出候文の大意」一四三七号 「逗留英人帰國之儀 国官所江申出
給度來着之嘆國船頭江頼入候文之大意」五六九ページ。
- (22) 「島津齊彬文書」下巻（二）一一七ページ。
- (23) 「琉球王国評定所文書」五巻「嘆國火輪船來着日記」一四六〇号 四九八ページ。

- (24) 「琉球王国評定所文書」三巻 一〇二ページに、板良敷里之子親雲上が、ベッテルハイムに尋ねている。
「文ニは皇帝を受取候段ハ書出無之候共、口上ニ而ハ折々王命を受候と申候儀ハ何様之趣意ニ而候哉」
- (25) 上原兼善「天保十五—弘化三年の沖縄への外艦来航と薩摩藩」一五一ページ。
また、サマラン号も通商要求の任務を擔えてイギリス政府が琉球に派遣したものではない。本稿と佐藤昌介「弘化嘉永年間における幕府の対外政策の基調」六八一六九ページを参照されたい。
- (26) 四、幕府・薩摩藩・琉球主府の対応の註⁽³⁾を参照されたい。

三 フランス艦隊の第二次来琉

(1) セシユ提督の来琉—運天港へ—

さて、フランス軍艦アルクメーヌ号の艦長デュプランは、六か月後の大総兵船の来琉を予告して、弘化元年三月十九日琉球を去つたが、その六ヶ月も過ぎようという九月三日付の琉球在番宛の報告には、次の様な記事が見られる。

大総兵爾今來着無之候而者、年明二三月比來着可有之哉之旨、通事唐人申候由、然共右者共申分、段々致反復儀のみ有之候故、此段者御届不申上候⁽¹⁾

つまり、滞留中の唐人通事は、大総兵船が今來ないのなら、来年二・三月頃には来航するだろうとは、云うのだが、それも次第に同じことの繰り返しになつて來たというのである。フォルカード自身も後

統船の思わぬ遲延にじりじりとしている心境を日記に託している。⁽²⁾

結局二年後の弘化三年（一八四六）四月六日、フランス軍艦が那霸沖に姿を現わした。

那霸沖に相見得候異国船之儀、佛朗西國船之段 英人「ベッテルハイム」并通事唐人申候由、通

事共申出有之候、爲御心得此段致問合候。以上。

四月六日 伊是名親雲上

嶋袋親雲上⁽³⁾

まずフランス軍艦サビース号が、後任の宣教師ル・テュルジュを伴い、那霸北方の泊港へ投錨した。同艦はセシエ提督が分遣したゲラン大佐の指揮のもとに来琉したのだが、それがたまたま聖フイリップ（フランス国王の誕生日）の日であったため、琉球側の諒解を得て、二二発の祝砲を放った。艦長はフォルカードに「残念なことにセシエ提督は、ラグレネ条約のために支那を離れることができないため、もつと早く来られなかつたのだ」と告げたが、これは表向きの理由であつて、提督は一八四四年に黄埔条約が締結されると、今度はベトナム当局に逮捕されたフランス人司教の救出作戦の指揮をとるべく、ベトナムに赴いていたと考えられる。⁽⁵⁾

四月七日午後、ゲラン艦長はフォルカードを伴って、泊村学校所に那霸里主真栄里親方を訪問した。艦長は、提督が「仏国皇帝欽命を請」て、近々到着の予定であり、自分には琉球当局と交渉する権限はなく、条約交渉は提督が一切を行うと通告した。

到着から一ヶ月後の五月七日、琉球当局が運天港のある北部は山林地帯で食糧も乏しく、諸物品の送達にも難儀であると引き止めたが、ゲラン艦長は取り合はず、サビース号を運天港に回航した。⁽⁶⁾ この運天港については、既にペイジル・ホールが「航海記」の中で「どんな激しい嵐でも安全に船を碇泊させられる素晴らしい港」と絶賛している。琉球側も、「船格護方ニ付而者丈夫之湊」であるが、そして、但し那霸港へ回航させる際には「荒場」があることを報告しているが、フランス艦隊は、那霸港にはまるで関心がないかのように、まずヴィクトリューズ号が同港を素通りして、五月十一日運天港を目指し、翌十二日にはセシエ提督の旗艦クレオパトール号が那霸港に入るが、フォルカードを乗せるや、これまた運天港に向つた。

左は五月十三日付でいよいよ「仏国大總兵船」が到着したとの琉球在番宛報告である。

仏國の人数三百人乗組、今月四日廣東を出帆、直ニ此地致來着候間、且跡ニ相見候一艘は、大總兵船ニ而、是又此津江可致來着段、大概相通し、船形并人の形貌裝束先達爰元廻着之仏船ニ似寄、且札法等律儀ニ有之、本船に異風〔石火矢か〕二拾丁、其外武具載付候由（後略）⁽⁸⁾

五月十七日、琉球当局からの報告で、薩摩在番奉行平田善太夫はかねてより準備していた迎接体制の指揮に当るべく、目立たぬように名護間切へ出張した。そして兼ねてからの方針に従つて、あらためて細々とした打合せを行つた。(1)前以て打ち合せておいた通り、和好、通商要求は容易ならぬことなので、兎角一存では返答出来ないので国王に奏上し、諸官役中でも協議の上返答する、と答える手

筈になつてゐるというものが、さすがに、「一年前にすでに評議しておくべきことなので、余り日延べするのもおかしいのでは、との意見も出た。⁽⁹⁾ 琉球当局としても総理官クラス、布官クラスなどに分けて「大総兵官に対する心得」を作成し⁽¹⁰⁾、フランス側の質問に対する返答の仕方を徹底させていた。かくして迎接体制は整つたことになるが、琉球当局の交渉テクニックについては、ペリー艦隊に随行したサミニュエル・ウェルズ・ウイリアムズが「日本遠征隨行記」の中で次のように述べているのと比較してみるのも興味深い。

彼ら〔琉球役人〕との会話は彼らの気遣いと、意志伝達の冗長な手順から、テンポが非常にのろく、殆んど実際の用をなさないものだった。ここの人たちが身につけた防衛策は、主として弱体ぶりを根底においていたもので、口癖のように、これはない、あれは出来ない、といつて手間どつたり、弁解したりして我々をうんざりさせるのだった。⁽¹¹⁾

(2) 琉仏交渉の経過—突然の出航—

さて、五月十八日、セシユ提督は、条約交渉に当つて「自分と同格の王府役人」の出席を要請した。琉球役人は、日下国王も総理官も病中で、首里への道は嶮岨ゆえ、代理が運天港に到着するまで往復六日はかかると返答し、提督も了承した。

五月二十四日、琉球当局は國頭按司を総理官代理としてセシユと会見させた。提督は「予め作ら

れていた相当長い文書を読み上げた。その文書には、最近フランスと支那との間に締結されたもの〔黄埔条約〕に似た条約が提案されていた⁽¹²⁾ という。そして、その中国語訳は後に琉球側に手交されたと、フォルカードが日記に書いているのだが、なぜか薩摩側にも琉球側にも、その「相当長い文書」は見当らない。その後、セシユと交渉中、前後三回にわたる日中両国語の往復書簡は残つているのであるが。

従つて、肝心の要求文書の内容らしいものは、フォルカード日記によるしかない。それは「四ページから成る要求文書」⁽¹³⁾ であったとされ、内容は、フランスの誇示に始まり、友邦を持たぬ鎖国の不利は清英間の最近の事態でも明らかで、もし清がフランスに頼つたならば、あのアヘン戦争が起きぬよう、フランス皇帝が仲裁したであろうとする。ついでフランスは清と通商条約を最近結んだが、古來貿易で海外に雄飛した琉球がこれに倣うならば、清・台湾・日本・朝鮮の間の交易の中心となつて繁栄を誇るに至るであろう。それゆえに自分は琉球が清仏間のそれに類する条約を締結することを提案する、というものであった。⁽¹⁴⁾

「フォルカード日記」によると、セシユは次に琉球側に対し、黄埔条約の写し及び清国皇帝がキリスト教の布教を認知した法令の写しを見せた。琉球側史料には、「仏國、中國より和好、貿易免許を取候由、枚數多、急ニ清書不相調、不足成ニ而被差し登し候由」⁽¹⁵⁾ とあり、これが前記条約文の写しひことである。また提督は法令の写しを見せながら、琉球側にまだ清国からこの事態について聞

いていないのか、と特に質したが、琉球側は全く知らないと答えている。そして、第一次来琉のデュプラン艦長の時と同様、「和好、通商」そして今回正式にされた「布教」要求を拒絶し、さらに琉球は全く度佳喇島を頼っている国なので、清国と一律に考えないで欲しい」と、滞留フランス人の退去を要請した。しかしセシユはなおも閏五月十八日付で「仏國水師提督書簡」を琉球当局に手交し、琉球当局の言い分はとても実情とは思えない、としてその拒絶理由の矛盾を突いてきた。

(前略) 都テ度佳喇島ヨリ持來、且米穀木料鐵鍋棉花茶葉菜種油黃蠅其外各色之器具等、皆彼島之商客運ヒ來候ヲ買取候由是實ニ我カ明ラカニスル事能ハサル所ニ候。誠ニ隠シ言葉ニ候。貴國外ヨリ買候品物、右通多ク有之候儀、必ス物ヲ以テ物ニ替ヘ、貨ヲ以テ貨ニ替ヘシ、左候ハシ、貴國ノ布帛黑糖燒酒硝黃其他別品、大人イマタ不被申等ノ物ヲ以致シ交通候者、貴國之品物盛多ニ相成候儀必然也。貴國イカンゾ強テ右断ヲ被申候哉、求ル所ノ類、第一ハ國民一日モ無ンハアルベカラザル米糧ナリ、風荒ノ時ハ只度佳喇島ヨリ是ヲ得候之由、弥此言ノ如クナラバ、誠ニ不智ニシテ險ヲ行ヒ候儀、願クハ誠ニ御考相成候、モシ日本國ノ皇帝、一偏ノ性ヲ以シ、一次ノ震怒ヲ以シ、或ハ度佳喇島諸官人（在勤ノ藩吏アルヲ知レリ、隱蔽スルコト能ハス）ノ惡敷意ニ依リ候者、貴國俄ニ肝要ノ助ケ無クシテ擧國之生民為メニ及餓死可申候、是レ不智ニシテ險ヲ行ヒ候者ニ候。モシ歐羅巴人ト交易イタシ候者、如斯ナラス貴國欲スル所ハ、只用弁不足ナク相達スノミナラス、代料不高ニシテ公平ニシ、右交易致候儀、度佳喇商人同様相成候者日本人之嚴密取

締ヲ受候テ可免候（日本ノ取締アルヲ通曉シタル如此）、（後略）

右がセシユの対琉認識を語っている部分である。彼は琉球当局がひたすら隠蔽につとめる薩摩（日本）への従属という特殊事情をすでに看破していた。それゆえに度佳喇島だけに依存するのは、先方の御都合次第で物資の供給の杜絶もあり得る、知恵のない危険な策である、と説く。そして、もしヨーロッパ人と交易したならば、物資も不足せず、度佳喇島人同様となり、日本の支配からも脱却できるのではないか、と言う。それでも琉球当局は、度佳喇島なくしてはあり得ぬ国情を繰り返すのみで、進展がなく、セシユは威嚇しつゝも当惑した。

さて、この様な交渉の最中、閏五月十四日一隻のフランス商船バシフィーク号が琉球島の豊見城間切大嶺村沖で座礁した。

此月十四日、仮人十六名所駕船一艘、於豊見城洋、乘礁摧最迫危急、琉官等乃出小舟救且挽之、十五日、入那霸港、言語不通搔手求材乃弁用。又請如連天謁大總兵再三、不已琉球官護送令暫接還令猶留滞因置守衛以飛舟報告本府令達江戸。故琉一通併前狀為二通以呈正弘¹⁹

十七日、救助された遭難船の船長セルヴァンは、泊公館に真栄里親方を訪れ、謝意を表した後、実は一刻も早く運天の提督に会い、フランス皇帝の勅文を渡したいのだと言つた。

二十日、船長はその勅文を提督に差出すべく、フランス人口ランセルとベッテルハイムを伴つて連天に赴き、セシユ提督に面会した。提督はフランス人船長らは暖く迎えたがベッテルハイムに対し

では冷やかであつた⁽²⁰⁾

二十二日、セルヴァン船長は那覇に戻った。一方、総理官がこの日提督の書簡を受け取りに艦を訪問すると、提督は意外にも「もはや返書には及ばない」⁽²¹⁾と言い、宣教師は連れ帰ることはできないが、和好、通商拒否の件は皇帝に奏上すべく、これより急據出航すると宣言して、今度ばかりは、何としても国王に会わせよと迫られることを予想していた総理官を喜ばせた。たゞし、滞琉の宣教師は「皇帝を請」て渡海した、提督が敬仰してやまない尊い人物であることを強調し、待遇の改善を要求している。

閏五月二十四日（陽曆七月十七日）フランス艦隊はフォルカードとオーギュスタンを引き取り、今度はル・テュルジュを残して運天港を去った。恐らく、二十日に提督はセルヴァン船長から受け取った「勅文」を見て、交渉打切に踏み切つたものと思われるが、これについては後述する。提督は琉球側には出航の理由を「大総兵ニハ於高麗國仏人三人被打果、右糺方トシテ、三艘トモ早々渡海不致候而不叶候」⁽²²⁾と、口頭で伝えたらしい。マルナスの記述によると次のようになる。

重大な問題で早急に朝鮮へ行きます。聞けば朝鮮でフランス人三人が死刑になりました。私は同地に行き、この宣告が正しいかどうか調べるよう皇帝から命ぜられました。これが正しくなかつたら、それの十分な保証を求めなければなりません。フランス人は、世界のどこにいても常に我が皇帝の臣民であり、皇帝は彼らに最高の保護を与えるからです。このことは十分に御知り置き

頂きたい⁽²³⁾

セシーエ提督は、ここで自分の行動が「皇帝」に依るものであることを最大限にアピールしている。

(3) 交渉不成立の要因

このように、セシーエ提督は六週間に及ぶ琉仏交渉を打ち切つて、あわただしく出航したが、その原因については、書かれたものは少いが、畠中敏郎氏がかなり詳しく論じておられる。同氏は、琉球王府側の閉鎖性も一因であるが、主たる原因を、セシーエの熱意不足と、そつなざるを得なかつたフランスの国内事情、すなわち二月革命（一八四八年）前夜の政情不安を挙げている⁽²⁴⁾が、その根拠となる史料、文献等の紹介が全くなのが残念である。

そこで私は今迄の研究がまだ殆んど触れていない、一八四〇年代のフランスの極東政策－ベトナムの介入－という背景に即して、セシーエ提督来琉時の行動を再検討してみた。

a. セシーエ提督個人の開国要求

さて、このフランス艦隊の来航以前に来日した通商使節といえば、文化元年（一八〇三）にロシアのレザノフが、またフランス艦隊来琉の直後には、アメリカ合衆国よりベリー提督が、それぞれ本国の皇帝あるいは大統領の親書を携え、国家的重責を担つて来航した。それだけに彼等の態度には、そ

の覺悟を示す断固たる姿勢が感じられる。

それでは、「フランス皇帝の命」を請けて来琉したと称するセシユの場合はどうか。前述の通り、清国との条約締結文及びキリスト教認可の法令の写しを提示し、要求文書を読み上げたとするが、肝心の琉球国王宛のフランス皇帝の親書らしいものを持参した形跡はない。

つまり、多くの記録類が伝える、従来からのフランス艦隊の「和好、通商、布教」要求の内実は、セシユの個人的功名心から出たものであり、国家的要請に基いた行為ではないという事情が見えてくるのである。

このような来航事情が、交渉を貫徹し得なかつた基本的要因であることを、まず挙げて置きたい。

b. なぞの「勅文」—琉球退去命令—

次に、琉仏交渉最中にセルヴァン船長がもたらした「勅文」一件であるが、これについては『鹿児島県史』第二巻が単なるエピソードとして数行とり上げているに過ぎない。私は、この『大日本維新史料』にかなりのページを割いて収録されている史料が、同時期におけるフランスの極東政策と深く関連性をもつことに着目した。つまり、これ迄琉球来航と同時進行のフランス海軍のベトナムに於ける介入と、その最高指揮官であるセシユ提督の行動という視点が見過されて来たため（中国に於て清仏条約を支援した人物であるとの認識はされている）、それらとの関連性をもたせた見方、洞察ができる

できなかつたのだと考える。

そこで、私はセシユ提督がかくもあわただしく交渉を打ち切つた直接的な要因として、この勅文の一件を取り上げ、考察を試みたい。

さて、琉仏交渉の経過の項で述べたように、遭難船の船長セルヴァンは、琉球側に謝意を表すると、運天港で条約交渉中の提督にしきりと会いたがつた。そして今回來琉したわけは、琉球の人民がさぞ難儀であろうから、『帰帆せよ』とのフランス皇帝の「勅文」を持参したと中立て、真栄里親方に仏文の「勅文」を見せた。それは「文中ニ皇帝之印之由ニテ紙中程ヨリ上ニ押シ為有之由」⁽²⁵⁾ というものであった。そして彼は、この「勅文」を運天の提督に見せたら、三使とも四日後には帰帆するだろう。滞留中の宣教師のことも、帰國後皇帝に上奏して一年後には連れ帰るように計らうこと、ただし、これらのことは、提督に会うまでは聖現寺の宣教師には黙っていて欲しいこと、そして、フランスでは、宣教師のことを「神父」と言い、皇命で来琉したわけではないと付加えた。

では、あらためて史料にて、「勅文」の内容を確認しよう。

此地善國ニハ候得共、不自由之所ニテ、此地へ渡海之儀ハ先達テ來着之仏船長長滯留有之候アハ
人民難儀之苦候付、乗頭ニハ皇帝之命ヲ請、早々令帰帆候為、勅文ヲモ持來候。⁽²⁶⁾

右のセルヴァン船長の申立から、フランス皇帝（政府）はセシユの対琉行動を余り快く思っていないこと、(2)琉球は極東の不自由な小国であり、目下のところ、それ程の重要性は認めていないこと、

などが窺える内容である。つまり、この文書は皇帝（政府）からの琉球退去命令に他ならない。そうなるとこれを公表すれば、「皇命を請け」て三ヶ条の要求を突きつけているセシーウ提督の立場は微妙なものとなるであろう。

さて、閏五月二十日に提督と面会して「勅文」を渡してからのセルヴァン船長の態度には、微妙な変化が表れた。この「勅文」の内容は薩摩藩と琉球当局にとつては願つてもないことであつたから、提督に「皇帝の御仁慈」に対する謝意を表すべきであると思つた総理官は、セルヴァンに対して、自分が出向いて「勅文」の件を提督に確認したいと申し入れた。左はその際の船長の返答の次第を報告している史料である。

右は於泊 乗頭勅命之手便相尋候処、去去年來着之總兵〔第一次來琉のアルクメーヌ号〕帰國之上、致奏聞致「衍カ」罷渡候段承得候由⁽²⁷⁾、然者其砌、右總兵申出置候趣ニモ符合致シ候得共、虛實難計、猶於運天段々尋問候処、大總兵ヘハ致暗密候様、通事唐人ヨリ洩シ候テハ不相成杯ト口留ラシキ申分故（後略）⁽²⁸⁾

すなわち、船長に勅文の内容を尋ねたところ、貴国の国情は弘化元年に来琉したデュプラン艦長からよく聞いているという。その内容はよく符合するけれども、なおよく問い合わせてみると、「勅文」のことは、通事に知れるとましいので、提督には言わないので欲しいと口漏らしいことを言い出したとある。船長の発言は、自分が琉球側に勅文の内容を喋つたことを後悔している風がある。この様なセ

ルヴァンの態度の変化に、琉球当局は通事の板良敷里之子親雲上に、「勅文」の真偽をもう一度糺すよう指示し、彼も何とか正確なところを聞き出そうと苦心している。⁽²⁹⁾

そこで二十二日、総理官が艦上で、提督と会見した際に、「勅文」の件を確かめるべく話を切り出すと、提督は意外にも、パシフィーク号は諸国を巡航して、たまたま琉球に寄港した船であるから、「勅文」など持参するわけはない。と返答する始末であった。⁽³⁰⁾セシーウ提督の否定で、琉球側は混乱したが、在番奉行平田善太夫にありのままを報告した。奉行は、セルヴァン船長の申立の通り、もうすぐ艦隊は出航すると説明しているので、「勅文」の一件は、もうこれ以上事を荒立てない方が得策と判断した。しかし船長の発言は色々な点でよく符合するが、なお半真半疑の心境だと述べている。例の勅文の内容は、琉球からの引き揚げを命じているので、その内容が琉球側に洩れるとあれば、提督とフランス当局の意見の違いが露呈されるわけで、それゆえ、提督は、勅文の存在 자체を否定せざるを得なかつたのではないか。

なお、パシフィーク号の遭難については、琉球民の献身的な救助作業で、一人の溺死者を除いて乗組員は辛くも脱出することができた。『球陽』にはその救助方法が詳しく記録され、そして次のように続く。

今、金城等、佛國船隻本国に到来して多く騒擾を致すの間に於て、励精料理して其の危を救済すること、全く本国の佛人を礼待するの宜に協ぶ。其の功嘉すべし。此れに因りて、金城を賞して

筑登之座敷位に陞せ、並びに中布二端を賜ひ、又、赤嶺、上原二名を賞して各黄冠を賜ひて以て其の功を表す。^⑯

琉球当局にとって、ちょうど琉仏交渉が紛糾している時であったから、時宜を得た琉球村民の行為が、フランス側の心証を柔らげることに役立ってくればとの期待があった。それゆえにこそ、琉球王府も、救助活動を終始リードした右の金城ほか二名の人物に対し厚く報いたのである。セルヴァン船長から聞いたセシーエ提督も、総理官に厚い謝意を表し、総理官夫妻に贈り物までしている。

以上が「勅文」一件の顛末であるが、前述の様に、セシーエ提督は、この勅文を携えたセルヴァン船長に会つてから、皇帝の命令で朝鮮に赴かねばならなくなつた、と声明した。そして、セルヴァンは「この勅文を読めば、提督の艦は四日後には出航するだろう」と述べたが、事実その通りになつた。では、ここで、フランス海軍のヴェトナムに於ける行動を眺めてみよう。

一八四四年十月、ルフェーブル司教がヴェトナムに逮捕されたという知らせに、セシーエ提督は、琉球より帰還したアルクメーヌ号のデュプラン艦長を派遣、一八四五五年五月ダナンに到着する。司教は解放されたが、一八四六年五月、再び潜入を企て、六月八日サイゴン河口で再逮捕され、死刑の宣告を受けた。^⑰それはちょうどセシーエが琉球に来航し（六月五日）、条約交渉の真最中のことであつた。そしてフランス商船パシフィーク号が「勅文」を携え来航したのは七月七日であった。この司教の再逮捕→セルヴァン船長の来琉→提督の運天出航の時期はまとことによくつながる。セシーエは琉球

側の再三の拒絶にあつたのであれば、軍艦三隻を率いて来たのであるから、大砲での威嚇行動にも出られた筈である。しかし彼はその余裕なく、現場（ベトナム）へ急行すべく求めた「勅文」のため、日本、朝鮮を経由して、一路ベトナムに向かつたと考えられる。

そして、セシーエ提督は、帰航中の艦上で、もうこの位で“冒險”は終りにしたい。とフォルカードに次のような心情を洩らすのである。

私は命令を受けずにここへ來た。私は独断で琉球・長崎・朝鮮に行つた。万事うまくいけば素晴らしい。だが、なにか不幸がおきれば、フランス人の多くの人々が私に石を投げるだろう。とくに彼らが私の行動の動機を知つたら…。^⑱

右は、今回の来琉は「皇帝」ではなく、いわばセシーエ独断の行動であることを本人が語つている貴重な記述といえる。交渉が平和的に成立すれば、たしかに彼の功績となつたであろう。しかし彼の失敗は、二年前に残置していった宣教師らが案に相違して、琉球当局からは禮物扱いにされ、ベトナムの場合とは異なり、逮捕もされず、死刑にもならなかつたため、彼らの「迫害」を口実に介入するという常套手段が、琉球では通用しそうもないことを自覚したことだろう。しかも、セルヴァン船長の中立てる「勅文」の内容は、本国政府の関心は琉球には当面ないことが察せられ、そうした当局の後押しのない交渉に、セシーエ自身も見切りをつけ易かつたのであろう。

さて、琉球を去つたセシーエ提督は、翌年三月、ヴィクトリューズ号（大砲二四門搭載艦長り

ゴードン・ジエヌイイ海軍少佐⁽³⁴⁾とクロワール号（大砲五〇門搭載、艦長オーギュスタン・ラピエル）の二隻の軍艦をダナンに派遣して、司教の釈放とキリスト教信仰の自由を求める条約締結を要求したが、ベトナム当局はそれを拒絶したため、フランス側はダナン港を砲撃して、ベトナムの船舶を破壊し、多くの死傷者を出して退去した⁽³⁵⁾。

このようなナルフェーブル司教の救出作戦からダナン攻撃までの指揮をとったのがセシーエ提督であるとされ、この時期のフランス当局と宣教師たちは専らベトナムに没頭し、日本・琉球に対しても侵略行動に出るほどの余力はなかつたとされている⁽³⁶⁾。

なおフランス艦隊は琉球を出航後、日本の長崎港に寄港したが、田保橋潔氏は、「フランスの遭難海員好遇を要求しながら、単に一通の公文を長崎奉行に伝達し、何の保証も求めないので全く無意味である」と述べているが、その要求文書のフランス文の和解に時間がかかっていると釈明のために艦に駆けつけた奉行所役人の返答も待たずに出航している⁽³⁷⁾。

次に、琉仏交渉を打ち切り、艦隊出航の理由となつた朝鮮行であるが、実際には朝鮮の西海岸の一小島ワイイアント島なる島に上陸しただけだった。フォルカードも「この書簡の手交は一つの喜劇だった⁽³⁸⁾」と述べているように、フォルカードとオーギュスタンと、一人の海軍中尉がボートで上陸を命じられたが、島の住民は、この島は孤島ゆえ、首都とは連絡がつかないと言ったので、その男の膝に書簡の入つた封筒を置くなり、素早くボートに乗り込もうとしたが、朝鮮人はその封筒をボート

に投げこんだ。そこで一行はそれをすぐ近くの岩の上に置いて沖へ出た。数時間後、朝鮮人が手紙の中味を尋ねて艦隊に近づいたが、提督は返事の代わりに出航の合図をした⁽³⁹⁾。このように、日本・朝鮮に於ても、その行動は、とてもフランス皇帝の命を請けたに値しないものであった。

以上、琉仏交渉不成立の理由として、(1)セシーエ個人の行動 (2)「勅文」による引揚げ命令、の二つについて述べて来た。畠中氏は、「セシーエは清仏条約の締結の余勢を駆つて琉球に迫ろうとした」と述べておられるが、黄埔条約は、特使ラグルネという人物を本国政府が任命しての国家的要請であり、前述のようにここをセシーエの来琉と混同しては誤るのである。従つて、セシーエの「熱意不足」は、本国政府の関心の圏外にあつた琉球を目指した当然の結果といえよう。また本国は二月革命前夜の政情不安もたしかにあつたであろう。しかし、遠く極東の地ベトナムに於ては、その本国の政情不安をよそに、セシーエ指揮下のフランス艦隊の砲艦外交が展開されようとしていたのである。琉仏交渉の不成立は、このようなフランスの植民地政策ベトナム介入と深く関わっていたのである。

注

- (1) 「琉球王国評定所文書」第一巻「案書」一三二七号 四一八ページ。
- (2) 「フォルカード日記」七三一七四ページ。
- (3) 「大日本維新史料」第一編ノ一 三一四ページ。

(4) マルナス「日本キリスト教復活史」六五ページ このセシユの来琉遲延の理由については、これまでの諸研究もほぼ同様である。しかし、黄埔条約の締結は、「二年も前の弘化元年十月のことであり、たしかに締結の事後処理もあつたであろうが、セシユは、本文のことく、ヴェトナムの宣教師救出作戦の指揮に当つていたのである。

(5) 坪井義明「近代ヴェトナム政治社会史」六四ページ。「ヴェトナム史」アンドレ・マソン著 杉辺利英・根本長兵訳 文庫クセジュ 白水社（一九六九）六五ページ。

(6) 「大日本維新史料」第一編ノ一 四六二ページ。

(7) 「朝鮮・琉球航海記」一八一六年アマースト使節団とともに一 ベイジル・ホール著 春名徹訳 岩波書店（一九八六）一八九ページ。

(8) 「大日本維新史料」第一編ノ一 四八八ページ。

(9) 同右 五五五一五五六ページ。

(10) 同右 五一八ページ。

(11) ウィリアムズ「ベリー日本遠征隨行記」二三三ページ。

(12) マルナス「日本キリスト教復活史」七〇ページ。

(13) 「フォルカード日記」七七ページ。

(14) 嶋中敏郎「フォルカードトル・テュルジュー沖縄の切支丹復活」南島史学会編「南島—その歴史」と文化一三 第一書房（一九八〇）一三七一三八ページ。

(15) 「フォルカード日記」七七ページ。法令の写しは「琉球外國關係文書」弘化三年、十九巻「耶穌教義説明和解、出役之大臣広東広西總督者吟味之趣謹チ言上之事。道光二十四年十一月十九日」にある。

(16) 「琉球王國評定所文書」第二巻「従大和下状」一二三四七号 二〇五ページ。

(17) マルナス「日本キリスト教復活史」七一ページ。「球陽」に「本年〔弘化元年〕十一月十五日、英國領事李太郭一通を本国官吏に伝う」として、南京条約の条項要旨を進貢船に乗つて訪中した琉球役人に与えている。またベッテルハイムもこれを提示しているので、琉球当局はとうに知っていたはずである。

(18) 「大日本維新史料」第一編ノ一 六七一一七八ページ。

(19) 「鹿児島県史料・斎彬公史料」第四卷 一九八ページ。

(20) 「フォルカード日記」九三ページ セルヴァン船長のプロフィールがフォルカード日記に少し出でてくる。

(21) 「大日本維新史料」第一編ノ一 七〇四ページ。

(22) 同右 六八九ページ。

(23) マルナス「日本キリスト教復活史」七四ページ。

(24) 鳥山敏郎「フォルカードトル・テュルジュー」一四五ページ。

(25) 「大日本維新史料」第一編ノ一 六六九ページ。

(26) 同右 六六〇ページ。

(27) 本稿（二）フランス艦隊の第一次来琉、註¹³を参照されたい。

(28) 「大日本維新史料」第一編ノ一 六六九ページ。

(29) 同右 六六八ページ。

(30) 同右 六七〇ページ。

ジ。

(32) (33) 坪井義明「近代ベトナム政治社会史」六四ページ アンドレ・マソン「ヴェトナム史」六五ページ。

松本信広著「ベトナム民族小史」岩波新書（一九六九）一四〇ページ。

ダナンで武力行使に出た二隻の軍艦のうちヴィクトリューズ号は、琉球へ来航した三隻の艦隊の一隻でもあった。

(34) 同右 参照されたし。

(35) ねすまさし「フランスと極東との関係」歴史学研究会編「明治維新史研究講座」2 一六九一七五ページ。

(36) マルナス「日本キリスト教復活史」八一ページ。

このセシーウ提督の琉球独断行を裏附ける証例として、更につけ加えて置きたいのは、一八四三年（フランス艦隊来航の前年に当る）にパリで創刊された週刊紙「イリュストラシオン」に掲載されたインドシナ艦隊の動向記事として、セシーウ提督のフランス政府海軍大臣宛の報告書があり、それには、ごく短い朝鮮・長崎の寄航の詳しい報告をしていながら、琉球来航とその緊迫した琉仏交渉のことは、一切述べていないことである。全訳が横浜開港資料館発行の「たまくす」第四号「フランスの週刊紙「イリュストラシオン」への日本の登場」（中武香奈美氏）に紹介されている。

(37) 田保橋潔「増訂近代日本外國關係史」三七一ページ。

(38) マルナス「日本キリスト教復活史」八二ページ。

四 幕府・薩摩藩・琉球王府の対応

(1) 阿部正弘と島津斉彬の琉球開港策

次に、このセシーウ提督の三ヶ条の要求に対し、幕府・薩摩藩・琉球王府はどのような対応をしたのであるうか。

この時期、幕府にとつても多事多難であった。和蘭風説書による清国がアヘン戦争による清国がアヘン戦争に破れたとの報で、幕府はイギリスの極東進出をいよいよ実感として受け止めざるを得ず、従つて、このような情勢下での無一念打払令の危険性に思い至つた。そこで、天保十三年（一八四二）七月、モリソン号打払の処置に対する反省から、天保薪水供給令を発令し、外国船に対しても、無償で必要物品を給付するという寛大な方針に転じていた。

更に、一八四四年（弘化三）七月オランダ国王ウィレム二世が、アヘン戦争による清国への実情を報じて、長年の友誼から開国を勧告した親書をもたらした。寛猛いそれの策をとるべきか、幕閣内部はその対応策をめぐって揺れていた。このような情勢下にあって老中阿部正弘が、島津斉彬と、ひそかに琉球に限り、通商を黙認することで事態を收拾しようとしたことは、既に多くの史料・文献・研究論文が論述している。

その論点は、それが主にペリー来航以前の開国への先駆をなす幕府の外交政策であるとすもの、そ

れを以て当時の老中阿部正弘個人の開明性を評価し、また彼を開國論者として評価しているもの、対する薩摩藩主島津斉彬、および家老の調所笑左衛門の遠大な琉球貿易の構想について論じたもの、またそうした流れに批判的な徳川斉昭を絡めたものなど、多彩である。⁽¹⁾ また、默許に至るまでの経緯はすでに通説化されているが、その中で当事者たちの心の動きが立体的に伝わってくる記述は、薩摩藩士市来四郎の手記『島津斉彬言行録』に収められた「天保十五年甲辰、琉球國へ異國船渡來ノ儀ニツキ御老中へ御尋問の覚」であろう。それでは、彼の語り口を時々借りながら、その経過を簡単に述べることとする。

彼の手記は、弘化元年に来琉したフランス艦隊が、大總兵船来琉を予告して帰帆したことについては、両殿様（齊興、齊彬）も心痛され、約束した以上は必ず来るであろうから、その時の返答はどうしたらよいか思案していると、イギリス人ベッテルハイムが強行上陸し、先住のフランス人と往来しているようである上に、約束通りフランス軍艦二艘も来航したとの報が入ったので、ひとまず島津石見殿を国許へ遣わし、もう一組は琉球へ派兵することに決定した、という前置で始まる。しかし「夫ノミニテハ未ダ御安心ノ場ニ至兼候間旁ノ情意篤ト御老中阿部伊勢守様へ調所笑左衛門ヲ以テ被仰込度、思召候ニ付」、薩摩側は弘化三年五月五日に阿部邸に調所笑左衛門を遣わし、「琉球のみにフランスとの交易を認め、日本の他の地域への波及を阻止したい」との口上書を提出した。

ここで調所笑左衛門は、薩琉関係を「尤も御国許ヨリ被差渡置候在番奉行ヲ初メ清国ノ者へ者往古

ヨリ面会不致仕来ナカラ、日本ト琉球トハ通商致候儀者唐国外英吉利人等ニモ飽迄案内故」と説明した。つまり薩琉関係はもう消もイギリス人らも知つていてことであると打ち明けたのである。それだけに、彼がフランス側も三か条の要求を断つても、容易には引き下がらないであろうこと、とくに清国にアプローチして琉球貿易の許可を得てしまうことにでもなれば、一大事である、と上申すると、阿部正弘もひどく憂慮の様子であった。

そこで調所笑左衛門は、その打開策として、清国の福建で交易させては如何かと阿部に尋ねると、彼も「一々尤も至極」であるが、なお熟慮の要ありと応じた。尤も、この琉球貿易については幕閣の中でも反対の声も上がった。その理由は、これまでの長崎における幕府の独占的な貿易体制が崩壊してしまうおそれがあることと、薩摩藩が大阪商人とでも結べば、同藩が国内流通の主導権を握ることになる、というものであった。

次に阿部は琉球渡海の人数を「御聞及ノ処ニテハ大勢ナル様ニ候トノ趣」だがと尋ねてきたので、調所笑左衛門は「小国ニ候得者中々多數差渡置候儀者難調國柄ニ候故、在番ヘ召付候人數凡ソ六七百人又一昨年〔弘化元年フランス船第一次来琉の際〕ヨリ差渡置候一組の人数〔七五人〕是又七八百人も可有之ト地理旁ノ事迄モ詳ニ演説勿論佛朗西國ヨリ仮令ヒ不法ノ儀申掛候トモ此方ヨリ火ブタヲ切リ不申様分テ申付越候」と、派兵人數の誇大報告をするとともに、藩士に対しても短慮の行動はしないようにと命じていることを繰り返し申し述べた。それともう、文政七年（一八二五）薩摩領川

辺郡宝島ヘイギリス船員が上陸して牛を奪つていこうとしたので、在番役人吉村九助がその一人を鉄砲で射殺した事件があつたことを詳しく述べたところ、「至極御感心ノ御様子」ではあつたが、薩摩人は気性が荒いので、今後は宝島のようなことが起これば、後患が心配であるとの意見も公辺にはあつたことを、阿部はとくに調所笑左衛門に申し聞かせた。

さて、調所笑左衛門は正弘の側近の御用掛筒井紀伊守にも面会を求め、承諾を得たので、同二六日筒井邸を訪れ、「阿部様へ演説同様今一涯縫密」に一件を語り、「勿論三ヶ条共都テ断切り候者決シテ承引仕間敷因テ交易少々究メ候様ニモ御座候者折合可宣トノ趣」を申し述べ、筒井の賛同を得た。その結果、二七日、調所笑左衛門は阿部正弘に呼び出され、願い出ていた斉彬公の帰国が承認されたことが伝えられた。そして六月一日には斉興、斉彬父子は将軍に拝謁し、「上意の趣ハ阿部様心得ニテ」將軍家慶から諭命が下りた。

琉球國ヘ異國船渡米之處彼地之儀ハ素ヨリ其方一手之進退ニ委任之事故此度之儀モ存寄一杯取計尤國体ヲ不失寛猛之処置勘弁之上何レニモ後患無之様及熟慮取締向等機変ニ応ジ取計可申事。

以上のように、薩摩藩に一任との結論となつたことは、別に筒井とその子息の下曾根金三郎が、薩摩藩士半田嘉藤治を自邸に招き、「最早無御掛念、琉球國手限仏國ト商法御取組被成候テモ宜敷由」との意向を伝えたことを、半田が調所笑左衛門に書簡を送つてことからも明白であると、市来四郎は「斉彬公史料」の中で断じている。⁽³⁾

六月六日、斉彬は琉球の問題の指揮をとるため、いよいよ江戸を出立の予定となっていた。ところが五日の夕刻、阿部から、来る八日に私邸へ来られたとの知らせで、斉彬は出発を延期することになつた。阿部は斉彬の出発予定日の前日にも斉彬と会つており、「此時阿部閣老ハ斉彬公と御懇交ナルカ故、处分ノ方法質問セラレ」⁽⁴⁾、最終的な打ち合わせは済んでいた筈であるが、八日にも阿部は再び「伊勢守様ヨリ、少将様へ御直 御達之由來書」として、次のような申し渡しをしている。

本文通ノ御達ニ候得共佛朗西人共ヨリ申立ノ三ヶ条ハ不相叶迄モ精々是迄ノ趣意ヲ以テ厚ク相断リ其上ナカラ逆モ承引不致刃物ヲ咽ニ当ルト申ス様ノ場ニ差迫リ候者は是非ニ不及候間交易之儀者承知致シテモ不苦ト申事ニ候間此意味合ハ決シテ取違無之様分テ御達之趣 御承知被遊候由

そして、もし交易を始めるようになったならば、それは「佛郎西限リ」とし、交易の規模はあまり大きくなれないように、と重ねて指示があり、その席には筒井肥前守殿もおり、「上都合」であつたとされる。斉彬の出発を遅らせてまで話したかった中身はもつと突つ込んだ対仏貿易構想であったともいわれているが、右のような関係史料がありながら、阿部正弘の琉球開港に対する真意、展望が今ひとつ明瞭を欠くことは残念である。斉彬はその後、琉球のことは一任しているとはいえ、この頃は報告がさっぱりないがといつてくる阿部のことを、「何事も自分勝手ノ手段ゆへ、甚タむつかしく存申候」と、腹心の家臣に宛てた書簡のなかで皮肉ついている。

(2) 琉仓名義に対する琉球当局の態度

さて琉仓名義の一件は、六月二五日齊彬が鹿児島に到着すると、その翌日には飛船を発して、布教以外の要求は受け入れ、従つて琉仓名義の開始もあり得ることを琉球当局に通達した。

それでは、薩摩側はどのようにして琉球当局に「貿易默許」の趣旨を説明しているのであるうか。弘化三年九月二五日、新在番奉行倉山作太夫と新納四郎右衛門が琉球に派遣され、撰政浦添王子、三司官国吉親方を在番所へ呼び出し、琉仓名義の具体案を示して説得に当たった。それは、運天港に商館を建て、貿易資金は藩が出資し（一、二万両程度）、大和産の反布類とフランス人のもたらす貿易品とを交換し、様子を見ていて、唐物十六種の内禁制の五種も、右の貿易品の中に混ぜれば、薩琉共に利益となろう、と言い、國益となるといえば、琉球側も応諾すると思ったようだ。⁽⁵⁾ ところが琉球側はフランスを通じて薩摩との関係が清國に露見すれば、進貢貿易の障害になるとして、難色を示した。次は弘化四年三月十九日付で琉球在番の金武親方と川上十郎兵衛が再び藩に促されて、浦添王子以下の三司官に対して琉仓名義について応諾するよう送った報告である。

（前略）御口達を以細々被仰渡趣は、仏國大總兵去年申置候趣ニ而者、猶又異國船追々渡来可致、大總兵申立之事々相断候御者、其通ニ而屹と不尽精力候而不叶事ニ、然共是迄之成行不容易儀と相見得、断筋全聞済可申と茂不相知、強而申懸候而も致困滯、屹と相断候ハ、怒立、地方を奪取候歟。又は御城江踏人候様之事共有之候而者、琉球者海外独立之小國、兼而武具之用意茂無之、大勢被差渡候而茂無詮事故

大守様

少将様深被遊 御配慮御事候。就而者、自然右様之時宜ニ成立候儀も候ハ、通商之一筋者相究ケ候様無之候而不叶、此段者笑左衛門殿於江戸伊勢守様江御内分被仰上候処、異国通商之儀者長崎於一ヶ所被仰付、其外者御大禁之事候得共、琉球國及滅亡寸之危難、別段之御取訳を以て通商之一筋者御免許被為在候（後略）⁽⁶⁾。

つまり、フランスの大總兵船は去つたが、一年後に来航を約していったので、今度来た時は、もう断りも通用しないであろう。そうなれば薩摩とは三百里も海を隔ててるので、軍備のない琉球への援軍もすぐには到着できず、一日で滅亡という事態となろう。それ故、ことが起きてから大軍を送つても詐ないことである、として、今度はフランスならぬ薩摩が琉球を脅しているようなニュアンスさえ感じられ、貿易のことは唯々琉球の滅亡を救うための幕府及び藩主の御配慮であるという論理を開している。そして、去年はフランスと通商を開始すれば、他の西洋諸国も次々に要求していくとして、琉球側は、そのような国力がないと消極的な姿勢を示したこと、薩摩側が、それならば「広東辺江琉球之產物持渡、彼所ニ而致交易候方ニ可頼入旨被仰渡し候」として、琉球から離れた清国内の

広東あたりではどうかと調所笑左衛門が提案してきたことを報告している。しかし、この調所笑左衛門の譲歩案に対しても、琉球当局は翌年の九月一六日に次のような指示を琉球在番（天願親方）に与えている。

於広東通商之儀不相調候間成行相舍居、笑左衛門殿其他御役人衆より重而右体之御沙汰共有之候ハゞ、不差障様御応答可致旨、御内分被仰越趣委承知仕候。（後略）⁽⁷⁾。

その趣旨は、まだその準備も整わないとして、うまく断わりなさい、というものである。その理由は、進貢国が宗主国の地で外国と貿易を行うことは、清国では禁制になっている、というものであつた。薩摩藩側は両属関係がはからずも琉球貿易計画の障害となつており、しかもそれが琉球側にとつて薩摩に対する抵抗の大義名分となつていて、これに愕然としたのではなかろうか。

調所笑左衛門が琉球側の説得にてこずつていて、一方、齊彬の方は徳川齊昭の琉球貿易についての質問の書簡に対して、弘化四年六月付で次のようご回答している。

一交易之儀、いまだ其儀は少しも色に出し不申当年渡来仕候ハゞ、成丈ヶ猶また申断候而、夫にても承引之氣無之候ハゞ、其節唐國之内福省に而交易可致、尤中山渡來之義者小國ゆへ不行届之旨断り可申其上承引不致候ハゞ、中山之差配之宮古島、八重山島辺ニ而、手細に交易可致申談シ、夫ニ而もむつかしき節ニ者、中山ニ而交易可致候ヘ共、商館等取建候義者断り、年々渡來候うへ、商法手細ニいたし、相済候ハゞ不残帰帆可致旨申談候心得ニ而、家来之もの差渡置申候。⁽⁸⁾

この書面と先の琉球貿易に対する調所笑左衛門のやや焦り気味の姿勢とは、異なった感じを与える。齊彬は、フランスの大総兵船が来航したら、なおも断わり、そこで相手が承知しないようであつたら、はじめて清国の福州での交易を提案するが、それも相手の琉球への直接来航を断わり、それが聞かれなかつた場合は、宮古島か八重山島辺でし、それも否といわれたら、琉球島でもよいが、商館などは建てず、取引が済んだら、琉球の地に留まらないで、さつさと帰つて貰うようにしたい、と述べているわけで、もはや琉球貿易は幕府でも認めていることであるのに、その慎重さは妙に不自然な印象を与える。一方調所笑左衛門のほうは、藩財政建て直しのためには、前述のよう御禁制の品物でも何でも交易の対象にするつもりであった。當時薩摩においては齊興派と齊彬派の内訌があり、齊彬は調所笑左衛門のこのような密貿易プランを幕府に告発するという、ひどいやり方をしている。しかしこの一件は本稿の論点ではないので、立ち入らないことにしたい。

さて、先の齊彬の書簡の不自然さは、明らかに外国（フランス）との貿易によって、薩琉関係が表面化する恐れを意識したものであると考える。「琉球島でもよいが、商館などは建てない」という、そのすぐ後で、「私存候處は商館是非取建候可相成」⁽⁹⁾として、やはり貿易をするからには、商館は必要であり、建てねばならないと本音を洩らしているのである。しかし、この貿易構想も、肝心のフランス艦隊の来航はなく、また嘉永元年（一八四八）十二月調所笑左衛門の死（自殺）により挫折したかに見えたが、齊彬は嘉永四年藩主を襲封すると、にわかに積極的になり、フランス及びオランダと

も貿易すべく、市来四郎を派遣して再び琉球当局の高官にその意を伝えたのである。それは(1)琉球・大島・山川港でオランダとフランスの貿易を開くこと、(2)蒸気船を買入れること、(3)英米仏の三国へ留学生を派遣すること、(4)台湾のなかで便利な地点に渡唐船の碇泊場をもうけること、(5)福州の琉球館を拡張して商法を盛大にすることなどであった。

琉球側はみな困惑して、初めは一言も発しなかったという。そして、その回答を求められると、2、4、5には賛同するが、琉球、大島で交易するのはやはりお断わりしたい。これまでにも申し上げたように、琉球は「沖中孤立の小国、産物ハ砂糖唐芋に止まり」、西洋の大國を相手にするだけの国力がない。また留学生の派遣も、彼らの口から薩摩へ従属しているという琉球の内実が外に洩れては不都合が生じ、とくに清国に伝わっては容易ならぬ事態を引き起こすことになる。また福州の商館拡張は結構だが、薩摩商人が琉球人に混じって清国に渡ることは、言語容貌から怪しまれ、これまでの取り繕いがばれてしまうとの、相も変わらぬ琉球側のあくまでも薩琉関係を清をはじめ、諸外国に秘そうとする強い姿勢であった。齊彬はここでいよいよ琉球に「日本所属ナル趣ヲ公然申聞ケ」⁽¹¹⁾、その上で諸外国との貿易開始に踏み切るのでなければ、事態は解決しないと考えたのであった。しかしこの貿易計画も齊彬の突然の死により、実行に移されずに終わつた。

(3) 滞琉仏英人対策—薩琉関係表面化の懸念—

1 滞琉仏英人の取締り

さて、島津齊彬は、弘化三年八月二八日付の幕府への届書に、フランス艦隊の来航と思いがけない仏英人の滞留で、状況が一変してしまった悩みを披瀝している。

(前略) 数万里を隔たる荒海遠海をも不厭渡米、加之英人仏人居住迄も為致置候次第、一朝一夕之事共不相見得、底意根深き訳と被察候。(中略) 将又、追々申上候通、定式差渡置候人数外、軍役之者共、多人数差渡置、殊一昨年より、追々異国船渡來、始終之入費、又喫人仏人長々逗留付而も、警固旁厄害多、是迄之人価夥敷、和漢通商而已を以乍漸生計の琉球、折悪敷一昨年ハ旬季不宜、穀物を初、砂糖其の外作職大不出来故、猶更難立行次第二付、大隅守藏方より追々兵糧球米迄も差渡候。然るに地方と違、荒海遠海を隔候而之懸引ニ候へハ諸事倍増之及入費、大隅守藏方も至而不如意、改革中不時之異変到来、甚致迷惑候(後略)⁽¹²⁾

すなわち齊彬は、一昨年来の仏英船の来航に伴う琉球への派兵と、長々と居座る仏英人の警固の際のトラブル等のための夥しい入費、更に琉球の困窮に対する糧食の輸送の費用など、遠海を隔てているため、諸事が倍掛るという有様で、藩財政に与える影響の深刻さにも言及している。

さて、滞留仏英人とのトラブルの煩わしさから、警護の琉球役人たちは疲れ果てた。しかし、薩摩側にとつても、彼らの扱いについては、結局「彼らを怒らせぬよう、丁寧に扱うように」と指示する

しか有効な手だてがなかった。フランス人宣教師フォルカードが、ある日琉球役人の制止も聽かず那

霸方面へ走つてゆくので、係大夫の安慶名親雲上が腕をつかみ連れ戻そうとした一件があった。フォルカードから「いかなる違反行為、いかなる犯罪行為の故に私は罪人のように逮捕されたのか説明願いたい」との文書による抗議を受けた琉球当局は、外国人が海浜以外の場所を散歩することは堅く禁じられているとして、フォルカードを残置していったデュプラン艦長が「貴国の法律は厳守する」と誓約したからには、貴殿は王国の諸法律には従う義務がある、と応じた。しかしどうか

「底意解不申様相見得候付」、琉球当國はあらためて薩摩側に伺いをたてたところ、「異国人方々徘徊者素より御大禁、相制候義当然之事候得共、追々大總兵船來着可有之由相殘候両人万事丁寧に取計、令感心候様有之候ハ、第一大船來着之節、便り宜有之候間（後略）^{〔14〕}」として、フランス人を制止するのは当然の処置であると言ひながらも、やはり後から来る大總兵船に無用の言いがかりをつけられぬよう、又しても「丁寧に取扱」という抽象的な指示を繰り返すのみであった。この様に明らかに矛盾する対応方の難しさを、現場の琉球役人が一身に背負う羽目になつてゐることには同情を禁じ得ない。安慶名親雲上も、しばらくフォルカードと会うことを差し止められていたが、宿舎の聖現寺に「菓子持參致見舞候処」、彼らは思ひの外「氣請能」迎え、ほつとしたとの報告が出されている。^{〔15〕}

この外国人の遊歩制限は、一般民衆との接触を通じて、前述のように琉球の国情が知られることへの恐れと、布教でもされると一大事だったからであるが、それでも一般民衆との交流を簡単には断つ

ことはできなかつたと見えて、弘化三年十一月三日付で次のような達しが出でている。

仏英人共外向歩行之節為見物人々不近付様以前より段々御取締被仰渡置候処今以其守無之人々相集候由相聞得候付向後右体不守之者は仏英人付添之筑事共江捕付させ、當人は勿論親兄弟共にも屹と其咎可被仰付候条那霸久米村中与々証文等差出させ何分ニ茂取締行届候様可取計旨那霸役人并長史召寄可被申渡事。^{〔16〕}

つまり、仏英人に近づくことを禁じてゐるにもかかわらず、なお守らぬ人が多い。今後は(1)当人は勿論、親兄弟も同罪とする、(2)違法行為をしないとの証文を出させる、との厳しい取締方を打ち出している。フォルカードの日記には、役人の目をかすめて村人らと交歎していると、「突然、わが不滅の護衛らが現われ、怯え切つた我が哀れな村人らは、蜘蛛の子を散らすように四散した」^{〔17〕}との記述があり、状況はよく一致する。

2 仏英人の退去を清国に請願

さて、在番奉行平田善太夫は、フランス軍艦の第一次来琉時点で琉球当局から、当秋には進貢船が出るので、一件を咨文にて福建省布政司に差し出し、総督撫院まで届けて貰うことの相談を持ちかけられている。黄埔條約を結んで友好関係となつたフランスが清國に働きかけ、琉球との通商、且つ琉球を保護国とするための承諾を取り付けてしまったのは、との懸念からと、当面の仏英人の退去斡旋方を請願するためであった。薩摩側としても同じ利害関係に立つていたので、異論のあらう筈はな

かつた。

そして清国への請願の結果は、弘化四年（一八四七）に帰琉した池城親方からもたらされた。異国一件去年池城親方を以被御願越趣及皇聞、廣東總督江勅諭御座候而、彼表渡仏・英頭立候者。共江被御達、仏人儀汲受宣、御当地返留之者其可為列帰段返答有之、英人方二者未返答無之候得。右之趣上様江可申上、且御構官人衆ニ茂勅諭之旨厚被汲受御取扱被入御念候間、此段茂取添申上、御憂慮無御座様ニと之趣、咨覆并諭狀御取添被御渡、池城帰帆右旁委曲被遊御承知、重疊厚御取扱之程誠以難有御仕合被思召上候（中略）

未八月十六日

勢頭（正使）

大夫（副使）¹⁸

右の史料から、清国皇帝より広東総督に勅諭が下り、イギリスの方はまだ何も言つて来ないが、フランス人の方を連れ帰らせる交渉が成立したことがわかる。このことは、フォルカードも書簡の中で、「広東総督のキンが、セシーウ提督にひどい苦情を述べた手紙を寄越し、フランス人宣教師を年内にも琉球から退去するよう要求し、それを人の良い提督が約束した」（一八四七・三・十二日付）と述べている。そして、それは提督の、中国での布教活動に差しさわりが生じてはいけない、との判断

からであろうとしている。¹⁹

しかし、フランス人宣教師の方は、琉球滞在中、積極的に布教活動をするでもなく、ただ琉球語習得のための教師を要求した位で、フォルカードがセシーウ提督と共に去り、続くアドネは病死し、ル・テュルジュは今また清国への請願が成功して、嘉永元年（一八四八）七月二十九日、迎えのバヨネーズ号で去ったので、薩摩・琉球当局はひとまず愁眉を開いた。

しかし、問題はベッテルハイムの方であった。イギリス船が寄港をするたびに連れ帰ってくれるよう懇請するのだが、もともとイギリス政府が送り込んだわけではない人間に對し、イギリス船は冷淡であった。それをベッテルハイム自身がイギリス政府に保護を要請し続けたために、政府もやっと彼の存在を認識したという方が当つていよう。

嘉永二年（一八四九）、再び進貢船が派遣されたので、再度、ベッテルハイムの件を清国に掛け合つたところ、清国皇帝においては広東総督に命じ、イギリス側と示談中だが、「中々急速可相整様子無之」という状況で、フランス人の時のようにはゆかぬことを、翌年帰琉の進貢船が伝えた。薩摩在番所は琉球当局に再願を促したが、琉球側は、もつこれ以上請願しても、広東総督に迷惑がかかるだけだと判断した。²⁰

この様な事態に対し、徳川斉昭などは、「英人に相負け候清国王の申事、英人は聞入申問數」と分析し、島津斉彬は、たとえイギリスが承知したとしても、「只は帰り申間數是迄滞留も致候事ゆへ、

以来通信致候義調候ハバ、可列帰とか何とか可申⁽²²⁾と、連れ帰る代りに通交を強要するのではあるまいとの思い込みを強めた。

更に齊昭は「何程琉国小国にても、あまり夷人の扱ひ宜しく候故、權威にのりて如比相成候儀、初めより見え候事には候へ共、今更被成方も無之儀と残念なり」⁽²³⁾と当局の滞留仏英人への腫物にさわるような対応がこのような結果をもたらしたのだと批判的であった。それというのも、既に齊昭は、寛永期に禁教令を犯して来日したボルトガル使節一行七名（うち十三名を帰す）を幕府が斬首刑に処したことを見合いで出して、フランス人宣教師らを「成敗」⁽²⁴⁾してしまえばよいではないかと、齊彬に意見した。それに対し、齊彬は、「寛永年中同様成敗御座候ても、可然事ニ御座候へ共、其比之異船と当時の異船之様子如何ニ可有之哉」と、西洋との決定的な軍事的格差が生じてしまった現在の日本を顧みて、齊昭の意見を無謀であると評している。私見であるが、この場合まさに腫物にさわるような対応が琉球を救つたといえよう。

3 仏英人の滞留と薩琉関係隠蔽

さて、琉球の日清両属という特殊な国際的位置に加え、薩摩藩による琉球支配を清国及び諸外国には隠蔽するという前例が確立したのは、享保四年、將軍吉宗の代といわれる。そのいきさつは、紙屋敦之氏の論文「七島郡司考－明清交替と琉球支配－」などに譲させて頂くとして、以後琉球は清国に対し、日本（薩摩）との関係を隠蔽するため、「琉球は日本の属島度佳喇と交易し、國用の不足を

補つて⁽²⁵⁾いる」と説明した。そして冠船が来琉すると、那覇滞在中の薩摩の役人たちは城間村に引き籠つた。薩摩藩としては、このような琉球支配の内情が洩れた場合、進貢貿易を断たれ、その貿易による莫大な利益が失われることを極度に惧れたのである。

しかし右のような事情も、清国と薩摩藩との関係の限りでは、いわゆる本音と建前の均衡は保たれていた。ところが十九世紀に入り、外国船のたびたびの来琉という事態を迎えると、琉球当局と薩摩藩は漸くその矛盾をいかに取り繕うかに苦慮することになった。嘉永元年（一八四八）には、あらためて「異国人への返答の心得」を布達して、外国人に尋ねられたら、「度佳喇島人計致交通日本江は。一切取合不致段相答候事⁽²⁶⁾」という条を設け、日本とは無関係との徹底強化を企っている。

しかし、このたびのフランス艦隊は意表を突いて琉球の地に宣教師らを残し、彼らが当然のように国内に居住したため（ベッテルハイムもこれに統く）、その国情隠蔽方に全力を盡さねばならぬ事態となつたのである。宣教師フォルカードは、一八四五年八月十二日付書簡で、「ヨーロッパとの交易のため那覇港を開くことが問題であるなら、開港を認めたがらない日本が、貴王国（琉球）に対し強く異議を申し立てる何らかの資格を持つことになる。しかるに貴王国は国内行政、治安維持など、いかなる点でも日本には従属していない、と主張している。この隣国（日本）といつたいどういふ関係にあるのか、私は理解できない⁽²⁷⁾」としながらも「中國語は大昔福建から移住して来た人々の子孫にあたる幾人かの通事たちに用いられているだけで、日常生活の交わりでは一切使われていな

い」として、琉球人の話言葉が日本の言語の一方言であることを見抜いていた。次いで来琉したセシーエ提督は更に進めて、琉仏交渉のなかで、「日本人之嚴密取締ヲ受ケ候ヲ可免候」との薩摩の支配からの解放を説くというもの通り内情を充分に認識していたことは、前述の通りである。また、ベッテルハイムも「当地では宗教も、道徳も、習慣も文字も、何もかも日本のものだ」と「日本渡航記」の著者ゴンチャロフに語っているように、彼らは在島すると徐々に薩琉関係の秘密を知つてしまうのである。

嘉永五年（一八五二）、薩摩藩は、「涯々引取候模様不相見、漸々根深可相成様子ニ付」⁽³⁰⁾と齊彬は幕府へ届け出ているが、フランス人宣教師トイギリス国籍のベッテルハイムの滞琉で、最も恐れたのは云うまでもなく、薩琉関係が彼らに露見することだった。島津齊彬はすでに弘化四年六月徳川齊昭に書簡で次のようにその辺の悩みを述べている。

（前略）日本江は通信通商共に不致趣ニ申立有之由ゆへ、外国江も清國江之聞得を恐れ候や押隠有之候、尤内実者分明ニ清國ニ而も存候事ニ者候得共、表向者度加羅嶋之もの日本隨從いたし、右嶋人より日本之品取次ニ而、交易いたし候趣ゆえ此節度來之異人江も同様相答有之候間、家來之面会は出来不申候。心得候ものを琉人之姿ニ而、応対為仕候義は出来候得共、日本之姿ニ而応対は不相成候。志かし異人も事実は承知之様子ニ御座候共少しも言ニは出し不申候、（中略）私存候處は商館是非取建候様可相成左候得者追々隨從之姿ニ可相成事と痛心仕候。（後略）⁽³¹⁾

つまり、薩琉関係は、外国にひた隠しにしてはあるが、仏英人は既にこれを承知しているようである。しかし彼らはそのことを決して口には出さない。今後琉仏貿易のための商館などを建てることがなれば、琉球の薩摩への「隨從の姿」が表面化してしまうことになるうと言うのである。この矛盾は、次第に当の薩摩藩はもちろん、幕府にとつても重大な懸案となってくるのである。

さてここでもう一度琉球当局の布達、「異国人への返答の心得」に戻つてみよう。左は薩摩の役人が詰めている薩摩在番所のことを外国人に尋ねられた時の答の仕方を指示したものである。

一 御在番所相尋候はば、琉球屬島公事取扱または度佳喇島人之商売一件など之用談所にて候。度佳喇島人病氣又は商物等に首尾掛り有之致滞在候節、那覇官承届右場所借渡相住居させ候段相答候事⁽³²⁾

右のような説明も、仏英人が滞留するようになつてからは、それだけでは済まなくなつた。在番所詰の薩摩役人はうつかり外出できなくなつたのである。在番奉行は、毎年十一月に寒中御機嫌伺いと称して、首里城に登城する慣例となつたが、「此節之儀、仏朗西人残居、中途行途之儀茂難計」⁽³³⁾當分差し控えることにした。その他にも勤務を終えて帰国する在番所役人は、撰政・三司官をはじめ諸役人の見送りを断るという慎重さであった。一方琉球役人の方は、正月、節句には「御仮屋」（在番奉行所）へ祝儀に行く慣例であったが、これも難しくなつた。左はいつごろが最も仏英人に出合う可能性が少ないかを役人が通達を出しているものである。

產物方御役役衆へ御城に御出被成候付、御旅宿御出立之儀當時異国人多々外出事ニ而例年通ニ而

中途御差懸被成候儀茂難計候間、其御心得を以早朝御出立被成候方御列合可申上旨被仰越趣

附英人事多分四ツ時分〔十時—十一時〕以後致外出事候間、其心得を以御出立被成候方可宣段

茂申上候

十月三十日〔嘉永元年〕

潮平親雲上

小録親雲上

御鎖之側御方⁽³⁵⁾

とくにベッテルハイムは午前十時以降外出するので、早朝が最も安全ということだろうか。しかし遂に彼の方から在番所へもやつてくるようになり、奉行の倉山作太夫は見つかぬよう姿を隠さなければならなくなってきた⁽³⁶⁾。そのため、嘉永二年十月十二日、琉球当局はベッテルハイムの取締方を在番所と協議し、取締の細則を決めているが、その中で、とくに在番所へ闖入しようとしたら、「屹と差留、聊無手抜様可取計事」と両者は緊張感を強めている。

これらの件については、薩摩・琉球当局はベッテルハイムを通して、イギリスという手ごわい国に薩琉関係の特殊性が洩れ、それが清国に伝わるのを極度に警戒したのである。また、嘉永五年（一八五二）八月二十日付で薩摩藩より琉球当局へ左のような達しが出された。

封物一通

丑寅ノ方ニ理ル

右ハ其許滞留嘆人調伏之重修法被仰付、右之通被差越候条、嘆人道路筋右之方角ニ相理置候様被仰付候条、屹ト無間違様可被取計候、此旨申越候、以上。

伊集院 平

（小納戸頭取兼用取次）

国吉親方殿

座岳味親方様

池城親方様⁽³⁷⁾

これを見ても、薩摩藩及び琉球当局がいかにベッテルハイムの行動に神経をすりへらしていたかが推察される。

（4）幕府の琉球認識

さて、これまで迄論述してきたように、仏英艦船の来琉とその琉仏交渉の体験から、薩摩藩主島津齊彬は、これまで全力をあげて取り組んできた薩琉関係の隠蔽工作も、いつかは表面化せざるを得ない事態に直面する時が来るのではないかとの懸念を抱いていた。と同時に幕府としても世界情勢に無知と

いうわけではなかったから、薩摩に一任してきた琉球国の両属関係という特殊事情を、この際、真剣に検討してみようという姿勢を示すに至ったのである。

そこで老中阿部正弘は、安政元年四月、まず儒者林大学頭と側近の筒井肥前守政憲に「琉球國之儀、日本・唐土両國へ隨從致シ候へ共、表立唱候時ハ、イツレノ屬國ニ可有之哉」と詰問した。兩人は、琉球にとって唐國は父であり、日本は母のような存在ということは、「押立申し候時ハ、唐土ノ屬國ト申候テ可然儀ト奉存候」⁽³⁹⁾という見解を示したが、それが書面となつて勘定奉行（松平河内守近直、川路左衛門尉聖謨、竹内清太郎保徳、松井助左衛門）、海防掛（井戸弘道、岩瀬忠震、荒尾成允）に回覧され、それぞれ評議された。勘定奉行の面々は、琉球國は我が國郷帳に石高十二万石余と記載されている、としながらも、林、筒井らの提出した調書のこともあり、「イツレ共差極難申上候間、松平薩摩守方御尋之上、御治定肩々ニモ可有御座候哉ト奉存候」⁽⁴⁰⁾と慎重であったが、海防掛は長文の意見書を提出し、從来より通商は支那、阿蘭陀、通信は朝鮮、琉球であり、從つて通信之國といふのは「従附」の國とはいえないとしながらも、實際は「悉ク薩摩守之指揮ヲ受罷在、万國ニテモ承知罷在候事」⁽⁴¹⁾として、率直に林、筒井の非現実的建前論に反対を表明している。

一方、阿部正弘自身は、「恩存書取」⁽⁴²⁾と題して、ペリー艦隊が來琉（嘉永六年四月十九日）すると的情報から、もし琉球と日本の関係を問われたら、どのように対応するかの自問自答を試みている。

まず、右の詰問を踏まえた結論として、阿部は、琉球は「日本ニ属シ、薩摩國主所領ニ相違無之候」⁽⁴³⁾と自答しながらも、やはり「何分詰り、當節之姿ヲ以日本・清國両属之事ニ不相成候テハ不都合ニ可有之、日本ニテハ琉球ハ更ニ不相構ト申し候ト、忽チ彼ヘ取ラレ可申候間、矢張日本之処モ既ト掛リ合有之事ニ申置度存候」として、日本は琉球とは無関係である、といえば、琉球は忽ち彼國（アメリカ）へ奪われてしまいかねない。では日本の属国であると主張したら、アメリカは次のように尋ねてくるであろう。つまり、仏人英人が琉球の地に久しく逗留しているようだが、「日本ノ自由ニ可相成ニ、其仮差置カレ候ハ如何ニ候哉」と。再び阿部は自答する。「琉球ハ別段之儀ニ付、彼ヨリ無拠ケ様致度と申候儀、格別日本之障リニ不相成事候。急度差許ストナク、存ゼヌ振りニ致置候事共、段々有之候」。

すると、アメリカは更に、では仏英人の滞留を「存ゼヌ振り」をしているのなら、アメリカ人をイギリス人、フランス人のように滞留させても構わないという意味なのか、と反問してくるであろう。

そして、阿部は仏英人の滞留を許してしまった弱みを握られている現状に焦燥感を強めている。
こうして先の勘定奉行の答申にもあるように、阿部正弘は、安政元年（一八五四）四月二十二日、薩摩藩主島津斉彬を官邸に呼んだことが「鹿児島県史料」に記録されている。それには「公〔斉彬〕卯之上刻、阿部候之官邸ニ臨ム。正弘公ニ問フニ、若シ米人日本領屬否ヤヲ問ハバ、其答弁如何。或ハ江戸其他防海ノ策ヲ懇問ス（後略）」⁽⁴³⁾とある。そして、この会談の詳しい内容は、斉彬が福井藩主松平春嶽に宛てた安政元年六月十五日付書簡で知ることが出来る。

阿闍へ面会の儀ハ琉国之儀ニテ、是迄日本通信、清朝へ対シ押シ隠シニ相成候得共、此節之場合

ニテハ打捨置、異人自儘ニ被致候テハ不相成候間、此方ヨリ打明ケ、是迄不申聞候得共、琉国ハ属國ニ相違無之訳申聞候方可然評議ニ候。弥夫ニテ可然哉トノ事（弘化ノ始仏人初メテ来リシトキヨリ、陽ニ清国ニ從属云々ト答ヒ、日本通商ト唱ヘタル等ノ事実ハ弘化二、三年ノ紀事ニ明カナリ）ニ御座候、尤之事候得共、彼國所存モ御座候間、篤ト申論「候カ」之上ニ致度申候處、其通リニテ、是ヨリ追々彼方へ可申遣ト存居「申脱カ」候。阿「阿部正弘」被申候ハ、左様ニ相成候ハハ、琉モ悦ヒト被申候間、中々左様ニハ有間敷、大方難渋可申立ト存候旨申置候（阿部侯琉人ノ情勢を知ラサル故如斯、清ヲ父トシ、日本ヲ母トスルノ国情ナレバナリ。⁽⁴⁴⁾

以上、この書簡により、島津齊彬は、阿部正弘から、弘化年間の仏英人が勝手に琉球の地へ住んだ苦い経験から、今度のアメリカ人に対しては、そのような勝手な真似をさせないためには、こちらからはつきりと琉球は属國（領土）に相違ないことを打ち明けるべきではないかと持ちかけられたのであつた。齊彬はそれは尤もなことであるとしながらも、阿部正弘が、そのようになれば、琉球側も悦ぶであろう、との発言に対しても、日清両属の複雑な内情を知る当事者として、「彼國（琉球）所存モ御座候間、篤ト申論之上ニ致度…」というほかはなかった。薩琉関係隠蔽の表面化の懸念は、遂には幕府が火元となつた感があつた。添書に、「阿部侯琉人ノ情態ヲ知ラサル故」と書かれ、これで阿部には琉球という国が最も恐れるのは、まさに薩琉関係が表面化し、それが清国と不和を生じてしま

う、一にあるとの根本問題についてはどうやら認識不足であることが察せられるのである。しかしいずれにせよ、フランス艦隊の来琉が契機となり、仏英人の滞留という事態に、島津齊彬と阿部正弘の両者に、両属関係国家形態に対する不条理を感じする意識が芽生えてきたことは間違いないであろう。

注

- (1) 赤尾藤市「仏国の琉球開港と江戸幕府の対策」『史林』一二五一三（一九四〇）
島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿易構想」『球陽論叢』（一九八六）
- (2) 上原兼善「天保十五年—弘化三年の沖縄への外艦来航と薩摩藩—調所笑左衛門の動きを中心にして」『南島史論』（一九八八）
- (3) 藤本レイ「幕末の对外政策について—阿部正弘と徳川齊昭との関係を中心として—」『史叢』一二七（一九八〇）
- (4) 「琉球外國関係文書」一巻（自天保十四年至弘化元年）
- (5) 上原兼善「天保十五年—弘化三年の沖縄への外艦来航と薩摩藩」一六四一—六七ページ。
同「鎮國と藩貿易」二六一ページ 島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿易構想」三三三三ページ を参照されたし。

- (6) 「琉球王國評定所文書」第二巻「従大和下状」一三八一号 四六九一四七〇ページ。
- (7) 同右 第三巻「従大和下状」一三九四号 四一八ページ。
- (8) 「島津斉彬文書」上巻 七二ページ。
- (9) 同右 上巻 七三ページ。
- (10) 「島津斉彬言行録」「撰政三司官へ御密用相達シ、或ハ在留ノ仏人共へ談判ノ次第御届等ノ顛末」八七一九七ページ。比嘉春潮「新稿沖縄の歴史」三三八一三四一ページ。
- (11) 「島津斉彬言行録」九二ページ。
- (12) 「島津斉彬文書」上巻 四三一四四ページ。
- (13) 「フォルカード日記」 六八ページ。
- (14) 「琉球王國評定所文書」第一巻「案書」一三一七号 四二一ページ。
- (15) 同右 第一巻「案書」一三一七号 四二二一ページ。
- (16) 「沖縄県史料 前近代」四二八ページ。
- (17) 「フォルカード日記」 七一ページ。
- (18) 「琉球王國評定所文書」第三巻「接貢船仕出日記」一三九三号 三七四ページ。
- (19) マルナス「日本キリスト教復活史」 八四ページ。
- (20) 「琉球国王評定所文書」第四巻「中秋走進貢船両艘仕出日記」一四〇六号 三六〇ページ。
- (21) 「島津斉彬文書」下巻(一) 德川斉昭より家老宛の書簡 一七九ページ。
- (22) 「鹿児島県史料・齊彬公史料」第一巻 七六二ページ。
- (23) 「島津斉彬文書」下巻(一) 德川斉昭より家老宛の書簡 一六九ページ。
- (24) 「島津斉彬文書」上巻 八九ページ。
- (25) 紙屋敏之「対明政策と琉球支配－異国から「異国」へ－」加藤栄一他編著「幕藩制国家と異域・異国」校倉書房(一九八九)二八一ページ。
- (26) 「沖縄県史料 前近代」三五九六ページ。
- (27) 「フォルカード日記」六九ページ。
- (28) 「大日本維新史料」六七六ページ。
- (29) 注(31)を参照されだし。
- (30) 「島津斉彬文書」下巻(一) 英艦渡来の件幕府への届書 一六七ページ。
- (31) 左はベッテルハイムがロシア軍艦バルラダ号で來琉したゴンチャロフに語ったものである。「日本渡航記」(フレガート「バルラダ」号より)ゴンチャロフ著 井上満訳 岩波書店(一九四一)三六八一九ページ。
「日本人は毎年六十艘の舟に乗つて、当地に貢税や商品を取りに来ます。一方、琉球の方でも、十六艘も日本へ送ります。日本人は当地に割と長く滞在していて、土民の間にも例の对外鎖国制度を実行しているのです。現在日本人は当地に六〇〇人もいます。彼らは髪をのばし、当地の着物を着て、かくれて土民や外国人を監視しているわけです。御覧の通り、当地では何でも日本のものです、宗教も、道徳も、習慣も文字も、日本から来たものです」
- (32) 「島津斉彬文書」上巻 七一三ページ。
- (33) 「沖縄県史料 前近代」三「異国人への返答の心得」六〇〇ページ。
- (34) 「琉球王國評定所文書」第一巻「年中各月日記」一五一五号 三七一ページ。
- (35) 同右 第三巻「年中各月日記」一三九五号 四六一三ページ。
- (36) 「島津斉彬文書」上巻 山口定教宛書簡(嘉永元年三月廿九日)一〇二ページ。
- (37) 同右 下巻(一) 一八四一五ページ。

(38) ウィリアムズ「ベリーー日本遠征隨行記」付録2琉球所屬問題関係応接方番類「琉球國之儀御尋之趣取調
申上候書付」四四九ページ。

(39) 同右 四五〇ページ。

(40) 同右 四五〇ページ。

(41) 同右 四五一ページ。

(42) 同右 四四七一九ページ。

(43) 「鹿児島県史料・育彬公史料」第二卷 九ページ。

(44) 同右「昨夢紀事抄」四六三ページ。

結び

さて、フランス艦隊の琉球来航事件については、これまでも立派な研究が発表されているが（本文参照）、元来このテーマは琉球・薩摩・幕府という三者それぞれの視点からの分析が必要である。その意味でも先行研究には事欠かない。

そこで私は、それらの研究がまだ触れていない部分、すなわち、フランス艦隊の来琉事情そのものについてまず検討を試みた。幸い、近年、この事件に関連ある翻訳書やフランスの極東政策についての研究書が出版されているのに勇気づけられてのことである。その一つはマルナスの「日本キリスト

教復活史」である。この著書は、護教的立場から書かれていることは当然ながら、当時の外国宣教会とセシユ提督率いるフランス海軍との関係や、セシユ自身の動静などもよく記述されているので、琉球側の史料とも符合する点が多い。また、近年、「世界市場と幕末開港」所収の権上康男氏の「フランス資本主義と日本開港」や、昨年出版された、坪井善明氏の「近代ベトナム政治社会史－阮朝嗣徳帝統治下のベトナム－」により、フランスの一八四〇年代におけるベトナムの植民地動向に、同じくセシユ提督指揮のフランス海軍が深く関わっていることを知り、日本側史料の解釈に一つのヒントを与えた感がある。つまり本文の「勅文」事件は右のフランスのベトナムでの動向が判明したゆえに導き出された考察である。これらはフランスの外交文書に記録されていれば、すぐに謎は解けてしまうであろうが、まずは、そうした見方というものが重要であると考える。しかも當時、セシユ提督は中国での黄浦条約締結の示威行動の前後はベトナムが彼の活動の舞台であることは坪井氏その他の研究により確認されている。

次ぎに、フランス艦隊の来航については、これまでの研究は、「日本への足がかり」獲得のためであるとの記述が多いが、今回その来航事情を検討してみて、日本を「開国」させるための初段階といつた展望はセシユ提督にはなかつたとみる。一方の宣教会側が明らかに、かつての多くのキリスト教徒が殉教した、彼らの憧れの地日本への再布教を目指して、ひとまず琉球をその足がかりとしたのとは、この際区別する必要がある。彼の真意は、軍人としての極めて即物的な判断から、イギリス

の香港規模の当面必要な貿易・軍事基地として琉球を確保したかったのである。つまり本文でも指摘したように、フランス艦隊提督セシールの開国要求は、いわゆる現代人の頭の中にあるベリー的開国のイメージとは一味違うのである。当時のフランス政府の外交政策とは別の、フランス海軍の獨自行動として理解すべきであろう。それだけに、一発勝負の侵略的野心の強いものであった。

さて次なる私の関心は、仮りに琉球史研究の立場からみれば、琉球の特殊事情一日清両属でありながら、しかも清国及び諸外国には薩琉関係を隠蔽していること一は、もはや論するまでもない常識であろうが、本稿の、このフランス艦隊来航事件は、その特殊事情の矛盾点を大きく揺さぶった事件であつたと私は捉えたいのである。それは、琉球当局の現状維持の立場からは、日常的となつていたのであるう薩琉関係の隠蔽に更に拍車がかけられたこと、そして薩摩藩と幕府にあつては、この際、薩琉関係の在り方を見直そうという姿勢を生むきつかけとなつたことである。

しかもフランス艦隊の通商要求に対しても、島津斉彬と阿部正弘の連携プレーによる琉球開港という結論を出したことで、来たるべき日本の開国の大駆的な選択であるとの、はなばなし評価が従来なされているが、むしろ私は、琉球貿易が開始されれば、ひた隠しの薩琉関係が表面化してしまうのではないかとの懸念に揺れ動く、薩琉両者のそれぞれの苦悩の在り方に、より確かにアリティーを感じる。この琉球貿易については、薩摩藩側は、琉球側の説得に当つたが、琉球当局はまさにその“表面化”の懸念を理由に反対の意志表明をした。この時の挫折感が、島津斉彬の意識を変えると共に

に、幕府に於ては、阿部正弘を中心として、両属関係（或は国家の在り方）というものに対する真剣な問い合わせが行われた事実である。そして、諸外国に向けて琉球は日本の属地であることを公表すべきという積極性を強く示したのが阿部正弘であった。その動機・きつかけをなしたのは、フランス艦隊の来琉と宣教師の居座り事件が発生した時に、幕府または薩摩藩が直接表面に出て退去を迫ることのできない苦い体験からであることが、彼の記き書した史料（本文参照）から明瞭に感じることが出来る。

（付記）

セシール提督の琉球退去後の動向だが、彼自らペトナムに赴いたとするのは再考の余地があるかも知れない。命令を与えて部下を派遣し、自身は中国に留まっているとも見える記述が、マルナスやフランスの週刊紙「イリュストラシオン」などにあることを後で気付いた。

最後に、本稿は、法政大学大学院（安岡ゼミ）の修士論文を本誌用に書き直したものである。論文作成に際して、貴重な史料をお貸し下さった那覇市企画部文化振興課主査島尻克美氏に感謝を表します。

また、安岡・比嘉両先生にもお世話になつたお礼を申し上げます。